

## 第403回南国市議会定例会会議録

第2日 平成30年6月14日 木曜日

### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

＊

### 欠席議員

なし

＊

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子

福祉事務所長	岩原富美	教育長	大野吉彦
教育次長兼 学校教育課長	伊藤和幸	生涯学習課長	中村俊一
監査委員 事務局長	細川千秋	農業委員会 事務局局長	土橋愛
消防長	小松和英		

—\*—

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫	次長	公文知子
書記	門脇智哉		

—\*—

#### 議事日程

平成30年6月14日 木曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

—\*—

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

—\*—

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

—\*—

#### 一般質問

○議長（岡崎純男） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員発言席〕

○19番（福田佐和子） おはようございます。

私は、通告をしてあります、1命を守る市政については、中学生再調査却下と今後について、2介護の充実で安心の老後について、3文化会館建設についてお尋ねをいたします。

命を守ることが今ほど大変大きく求められているときはありません。毎日のように報道されている小さな子供への虐待、事件、事故など、後でどんなに手を尽くしても失われた命を取り

戻すことはできません。想定外も視野に入れた、きめ細かな対策、子供や高齢者、障害のある方も全ての市民が、どんな場面においても一番に命が大切にされる南国市政をと願ってやみません。1問目はこの思いを込めて、私たちが守ることができなかった中学生の再調査却下と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

まず、市長にお尋ねをいたします。

3月27日に、市長に対し、遺族と弁護士が市長部局での再調査を求める要望書を提出をされました。市長は初めて御遺族の話を直接聞かれたこととなります。新聞報道では、遺族の方は再調査を求めた理由として、1、生徒へのアンケートや聞き取りで眼鏡が壊れていた、牛乳をかけられた、弁当をひっくり返された、などいじめを受けていることを推定させる回答があったことを認めながら、うわさ話で真偽が確認できなかったで済ませるなど、調査が不十分であること、2、学校側がとったこの問題への対応について報告書に記述がなく、学校側に何が足りなかったのか不明で再発防止に役立たない、というのが理由でした。

4月3日には、再調査を求める署名を集めた子どもと教育を守る南国市連絡会の皆さんが市長と面談をし、亡くなるまでの時系列など詳しい資料を提出しながら再調査をと要望をされました。しかし、4月13日には、市長から遺族に対し、却下の回答が出されました。南国市長再調査なし、中3自殺回答書、遺族は本当に残念、というお話をされたことが掲載をされました。

また、4月16日には、この市長判断が議会に報告をされております。却下の市長判断は、話を聞いてくれたと思ったと言われた遺族を初め、結果を見守っていた多くの市民の皆さんの期待を大きく裏切ることになりました。就任されてすぐに、市長は前副市長の進退に明確な答えを出しました。事情がわからなかった市民からは当初、疑問の声も出たわけですがけれども、結果的には市長判断が正しかったことになりました。当然、再調査についても新しい判断がされるものと期待をしていました。残念ながら前市長と同じ判断であり、みずからの調査は全くせず、報告書をまとめた調査委員長に確認しただけという余りにも納得のいかない回答となっています。却下した理由も全く理解できません。御遺族や子供を守りたいと願う市民の願いは、議会と2人の市長、教育委員会に4回も却下されたこととなります。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

回答書には、調査委員長に考え方、内容について聞き、調査報告書を読み返し熟慮を重ねた結果、再調査をしないと判断をしたとあります。前市長と同じです。遺族や陳情書に署名された皆さんは、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づいて市長部局に再調査を要求をしています。市長は第30条2項についてどのように認識をされて判断をされたのか、まずお尋ねをい

たします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） おはようございます。ただいまの福田議員さんの御質問にお答えしてまいります。

法第30条2項についての認識はということでございます。いじめ防止対策推進法第30条第2項では、同法第28条第1項に基づいて行われた学校における重大事態に係る調査の結果について調査を行うことができると規定されております。これを本市の今回の御指摘の事案について当てはめると、28条に基づいて行われました調査専門委員会の報告について当該事態への対処または同種の事態の発生の防止のために必要と市長が認めるときに、いわゆる再調査を行うことができるかとされております。したがって、市長が調査専門委員会の報告書について再調査が必要か否かの判断をした上で、必要と認めれば再調査を行うことができるものと解釈しているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） この先ほど市長から答弁のあった第28条に基づく調査を行って出された報告書には納得できない。だから、30条2項による市長の権限と責任で再調査をと求めた中身です。にもかかわらず、前市長と同じように調査委員長に経過を聞き、出された報告書を読んだだけで却下されたのでしょうか。市長の熟慮の中には、亡くなったKさんの思いや突然子供さんを失った遺族、そしてKさんの死を我が事として受けとめ、署名をされた皆さんの声は入っていなかったのでしょうか。お聞きします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の私の判断ということでございますが、御両親のお気持ちと御署名を出された方々の気持ち、その気持ちは理解するところでございます。御両親のお気持ちを察すると本当に身につまされる思いはいたします。

しかしながら、私の市長としての判断につきましては、どういうふうなそれを判断すべきか私も考えたところでございます。私としての再調査を実施する判断基準ということで、まず、この調査が公平性、中立性が確保される委員により実施されているかという点と十分な調査が尽くされているかという2点、そちらを判断基準として考えるべきではないかと私は考えたところです。その上で、南国市調査専門委員会委員長さん、副委員長さんに本報告書の考え方などをお伺いして、今回の判断をしたところです。

まず、公平性、中立性が確保される委員により実施されているかという点につきましては、

南国市調査専門委員会は、文部科学省から示されております、子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）を参考に、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家の委員によって組織されているところであり、その選出につきましては、各団体に南国市教育委員会から推薦依頼を行い、各団体の長から適任者として推薦された委員によって第三者の中立、公平な委員会として組織されており、公平性、中立性は確保されていると判断いたしました。

また、十分な調査が尽くされているかという点につきましても、この調査で行われております基本調査、詳細調査ともに、前述の子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）を、これも参考に実施されておまして、十分な調査が尽くされていると判断したことにより再調査を必要としないと判断したというところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 先ほど市長の答弁は、これまで前市長と教育委員会が行ってきた答弁と全く同じであります。後でも触れますけれども、十分な調査が行われたというふうに市長は言われましたけれども、市長としては実際に調査をしていない、調査報告書を出した委員長、副委員長さんにはお話を聞き、報告書を改めて読み直したということが書かれておりましたけれども、今回の再調査の要請は市長に対して市長としての判断を求められたものであって、遺族や市民に対し、先ほどの説明では決して納得のいく説明とは思えません。

市長としてどう取り組んでこの結論を出したのか、このことが明らかにされなければならないと思います。今いただいた答弁は、今までいただいた答弁と同じです。ですから、市長としてどう取り組んだかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 市長として取り組んだということでございますが、私は今回の再調査の要望をいただいて、今回の調査報告書、これがどのように構成されているかという点につきまして、内容をもう一回報告書を読まさせていただきます、基本的に先ほど申しました子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）、何かをもとに調査を進めるということが必要であると思いますし、これが文部科学省の出された指針でございますので、それに沿った形で果たしてこの調査報告書が書かれているかというところを、そちらを確認したということでございます。その指針の流れに沿ったものであると私は考えましたので、再調査の必要はなしというふうに判断いたしました。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 大事なのは、指針がどうあれ、例えば指針に沿っていろいろなこと

をしたけれども、その中身、内容がどうだったのか、亡くなられた子供さんに寄り添った調査ができたのか、市長は生徒のアンケート、先生からのアンケートなども見ておられない中で、そうした判断をするのは早かったと私は残念でなりません。調査報告書を出した委員長に確認をして、その委員長が出した報告書を読み直して、それで十分だという判断の仕方と受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） この調査に使われたアンケート、詳細調査のアンケートでございますが、それをまとめたものがございます。それは私は読みました。それを読んで、今回の報告書に書かれている内容、この報告になっているということは認識いたしました。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） あの大変な中で生徒さんが寄せられたあの声を読んで、結果として市長は再調査をしないと判断をした、ということがはっきりしました。

ただ、この回答書では誰も納得をすることができませんし、今後、学校や保育に預ける保護者は我が子も同じ扱いを受けるからと思うと不安で仕方がないと言われております。同じような声はアンケートにもあったはずです。学校や保育には信頼と安心が欠かせないもので、今回の市長への要請は、Kさんが亡くなって3年近くたちますけれども、この間に遺族の思いを置き去りにしてきた南国市が、そして市に対する不信を払拭できる、信頼を取り戻すことができる機会でもあったと私は思っております。残念でなりません。市長は報告書を読み返したと言われましたけれども、読んで、その内容に疑問はなかったのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私がこの報告書を読んで、疑問といえますか、どうだったんだろうと思うところはございました。それはアンケートの部分でございますが、県の指定事業の効果をはかるためのアンケートにつきまして、なぜ提出していないことがわからなかったのかということをもまず1点疑問に思いました。

また、その後、学校生活アンケート及び居心地のよいクラスにするためのアンケートがありましたが、それにつきまして、その後学校がどのように対処したかということが気になりました。その2点でございます。

その点につきましては、県の指定事業のアンケート、そちらは無記名のアンケートであったということがわかりました。また、学校生活アンケート及び居心地のよいクラスにするためのアンケートにつきましては、面談を行っていたということもわかりました。それによって、学

校としては対応しているんだな、また最初の県の指定事業のアンケートは提出を把握してなかったんだなということがわかりました。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） そこで疑問に思われたことを少し突き詰めて調査をしていただいたかったと思いますし、その上で出された結果であれば納得はされるものと思いますけれども、先ほどの答弁では後でそのことを確認をするとということがされていたので、という答弁でした。

この報告書の中に、Kさんが1年生のときに書いた人権作文があります。それを読まれたと思いますけれども、この中身やその対応の仕方を読んでも、先ほど言われたように学校はきちんと対応しているというふうに思われたのでしょうか。このKさんがいじめによって死ぬことは怖くないというふうに書かれた、いじめと書き切っているわけですがけれども、そのことについても、やはりきちんとした市長としての確認ができなかったのか非常に残念ですがけれども、この人権作文についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） この人権作文についてということでございますが、この内容の中で「死ぬということが怖くなくなるということに気がつきました。」という非常につらく、苦しく、やるせない思いがする言葉がございます。その元になるのが、いじめを受けていく上で書かれているところでございます。この人権作文を受けて当時の担任の教諭の方が、管理職にも相談の上、お宅を家庭訪問しましたということで、その後対応をされているということです。この報告書の中にそのように書かれております。学校としての対応はなされていたということでございます。

ただ、このいじめについては特定ができていないということは、それはそのとおりでございますが、これについてはそれ以上、どのいじめかということ突き詰めることができなかったという状況であったと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） これまでにも、表に出てきていないいじめについてもこの議会でも発言をされたこともあります。そうしたこともきちんと調査をせずに、今、市長が答弁をされたような中身で市長としての調査をせず、調査報告書に基づいて回答を出したということは幾ら聞いても納得をすることができません。

いじめ対策推進法は、調査報告書が出た後も首長の権限で再調査できると規定をしました。

これは、先ほども質問をいたしましたけれども、教育委員会だけではなく、市長も子供の命を守り、理不尽ないじめによって再び大切な命を失わない、そのための取り組みを求めたものだと私たちは受けとめています。小学生の虐待死事件のときと同じように、徹底した検証こそ命をかけて訴えたKさんに応え、同時に2人目を出さない覚悟と取り組みになるのではないのでしょうか。

このことをずっと言い続けてきたわけですがけれども、なぜかこの2年間、全く受け入れられずに来たわけです。文科省は法見直しの時期にもかかわらず、ガイドラインを見直ただけで法そのものは改正されず、今も全国ではいじめに対する独自の判断基準を持つ中、いじめによる自殺が続いております。それは、総務省の調査でもわかりましたが、このことが新聞報道されましたけれども、いじめの定義を狭く解釈をしているのが24%、いじめの定義をめぐり全国の公立小中高249校を抽出して調べた結果、24%に当たる59校が法律の定義よりも狭く解釈していたと発表。行為が続いている、集団的といった独自の基準を加えていた。いじめを見逃したり、深刻な事態を招いたりするおそれがあるため、総務省は文科省に改善を勧告したとあります。いじめは、冷やかしかからかいから重大な事態に発展するケースも多く、総務省は正確ないじめに対する認知が重要だと言われているということが報道をされております。

法の不備を補うことができるのは、やはり現場の先生や教育委員会、そしてこの南国市です。遺族にどう寄り添うかということが大事になってきます。法改正を待つのではなく、南国市の子供のいじめを根絶し、命を守るという視点での取り組みを市民に見せていくことこそ大事なことだと思います。私はそのことを強く市長に、そして教育委員会にも要求をしておきたいと思えます。

次に、回答書の5番目、見ていただきたいんですが、この中身が私にはわかりませんのでお聞きをしたいと思います。この中には、学校側の認識や対応がほとんど明らかになっていない等の問題について、委員長に伺う中で、調査専門委員会としては学校の対応がどうであったかは当然確認すべきことであると認識した上でこの報告書をまとめていると捉えることができましたということですがけれども、これはどういうことと受けとめたらいいのでしょうか。調査委員会の委員長がこうしただろうということですか、それとも根拠があるのでしょうか、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今の文章につきましては、調査専門委員会の委員長さんに、当然大津の事件は御存じですねと私が聞いたときに、もちろんそれは知っていますとおっしゃいまして、

その中で学校に問題があるとすればそれは指摘するという、もちろんそういう立場で臨まれますよねということを確認したら、もちろんですということをおっしゃいました。そういったことで、この文章になっているということでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 先ほど来からずっと言っているのは、市長がみずから調査をした結果ではなくて、調査委員会が出した報告書に基づいて調査委員長が説明をすること、全部が正しいと市長は受けとめておられる。で、その根拠については、例えばどういう事由があって、そのことについてどういう検討をされたか、というところまでは詰めて聞いておられないということですね。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） その第三者委員会の調査の内容について、詰めて聞いてはおりません。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 調査内容も見えていないと先ほど答弁されましたけれども、調査委員会の議事録もない中で、委員長が説明をしたから当然そのことは認識をしてまとめられているというふうに思ったというのは、やはり私たちには納得のいかないことです。例えば、委員長がこういう事案についてはこういう対処をして、結果としてこういうことが判明しましたという説明を受けたのであればわかりますけれども、当然確認すべきであると認識した上でこの報告書をまとめている。これは市長がきちんと確認できたという中身ではないと私は思いますので、非常にこの5点目の報告についても特に納得のいかないことでした。

これ以上聞いてもそれ以上はないと思いますので、次に移りますが。学校としてできていればよかったことについてですけれども、できていればよかったということと再発防止、予防のために臨むことはイコールではないのではないですか。市長の言うようにもしイコールなら、6項目についてはできていなかったこととして、まず書くべきではなかったでしょうか。市長はこの6項目の、同じだというお返事に対して書いたわけですから、それについて説明をいただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） それにつきまして、私として、その5番目の回答の中にも書かさせていただいているところですが、本調査はこの指針を参考に行われているということでございます。その文科省の背景調査の指針の中には、学校の安全配慮義務に違反や瑕疵が認められるよ

うな場合は率直に記載すべきであると書かれているということでございます。

そのような事実が確認されていれば、当然報告書にその事実があったと、特に問題として特筆して書かれるべきであるというふうに思うところですが、そのように書かれていないということで、そこまで特筆して書く学校側の問題というのは見当たらなかったというふうに思っているところでございます。

また、その指摘するほどではないが、学校としてできていればよかったということにつきまして、6つの提言の中に盛り込んで報告書をいただいたというふうに思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） このことについて、問題は見当たらなかったというその根拠が、やはり私たちや市民には、また特に遺族の皆さんには見えない話なんですね。市長として、やはりきっちりとした検証と判断をしていただきたかった、ということにつきます。

次に移ります。

この2年間の質問で、たびたび大津市を教訓にすることを教育委員会にも求めてまいりましたが、ことごとく却下をされてまいりました。改めて、市長に大津市長の取り組みを教訓にすべきだと要望したいと思います。

まず、これは大津市の調査報告書です。全文入っておりますけれども、220ページにも及びます。それで、南国市の詳細調査は48ページ、これは資料も入れた中身です。同じ中学生1人の命に向き合う重みがこんなに違っていいのかと、改めて私はこの資料を取り寄せて思いました。二度と繰り返さないという強い思いが、この大津市の報告書には込められております。大津では家庭での虐待も言われ、調査委員会は家庭についても調査をしております。ほとんど黒塗りになっておりますけれども、遺族の皆さんがどんなにつらい厳しい思いをされたか容易に想像できる枚数です。その結果、家庭には問題がなかったことが明らかにされました。市長はこの大津市の報告書、読んでおられますか、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） この大津市の報告書は教育委員会からいただいて持っております。ただ、全てに目を通してというわけではございません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 持っておられたらわかりやすいわけですがけれども、ただ、私は読んでいただいて、どういう取り組みがされているかということを検証していただきたかったと思

います。手元に置くだけでは、これは本当に血のにじむような、たくさんの皆さんの手と汗と涙がかかった調査報告書ですから、単に市長室に置いておくだけでは、決して市民のためにはなりません。

市長も持っておられるということですから、見たと思いますけれども、この中にはこの調査委員会からの市長への要請というのがあります。大津市立中学校におけるいじめに関する第三者委員会は市長に対し、本報告書記載の提言実現に向けて市教育委員会に対して以下の要請を行う。1、本報告書を本件中学校の全教員に配付すること。2、本件中学校及び教育委員会は本報告書全体の検討を行い、その結果を文書で市長に報告すること。3、市教育委員会は本報告書記載のいじめをなくすために各提言の実現に向けて行動し、今後5年間、毎年1回その実現の有無、成果を文書で市長に報告すること、ということがあります。

また、3部の提言のところには、こんなふうに書かれております。

これまで第1部ではAに対する加害行為についての事実を確定した後、学校がいじめを発見できなかった問題点を指摘してきた。また、第2部ではAの自死が起こった後の学校及び市教育委員会の対応についても事実を確定した後、事後対応の問題点を指摘した。そこで、今回の事案を通して浮き彫りになった問題点を解決し、二度と同じ過ちを起ささないため、青少年の健全育成の観点も踏まえ、教員への提言、学校への提言、教育委員会への提言、スクールカウンセラーへの提言、危機対応、将来に向けての課題の6項目について提言する。この提言は、本件中学校や市教育委員会を批判するためになすものではない。本件中学校の課題を見てきたが、本件中学校の教員が言葉にあらわせないほどの努力をされてきたことを知った。したがって、本件中学校を含む日本の全ての学校にこのような事象が起こらないための予防的方策として、不幸にもいじめ、あるいはいじめ自殺が起きてしまったときの対応策として必要な事項を列記していく。ぜひ、1つでも教育現場で実践されることを期待をしたい、と書かれております。

こうした中身も教育委員会は知りながら、これまでずっと他市の判断のもとで行われたことということで却下をされてきたわけですが、私は市長はこの提言を読んできちんと対応をしていただきたかったというふうに思います。

大津市が血のにじむような思いで提言をした中身を南国市は今後、教訓にしていられるのかどうか、まず市長にお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 大津市での提言ということももちろん参考にはなるとは思いますが、今回

の南国市の報告書の中に、6つの提言ということで調査専門委員会さんが提言をしていただいているところです。その提言に沿って今、教育委員会のほうで対応をしているところでございます。そちらの提言に基づいて今後も行動していかなければならないと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） なかなか納得のいく答弁はいただくことができませんけれども、大津市の市長は、市民の皆さんと、それから児童生徒の皆さんへというお手紙を出されております。長いので大事なところだけ聞いていただきたいと思います。去年の10月に市長が出されたお手紙には、市民の皆様へということで、6年がたった今、私は中学生の無念やつらさ、その事件の反省を決して忘れてはならないと強く思っています。また、いじめ対策に終わりはありません。教育委員会における徹底した教員の意識改革や学校におけるいじめの対応、子供が相談しやすい体制づくりなど、これからも全力で取り組んでいかなければならない、というふうに市民にメッセージを送っています。

また、児童生徒の皆さんへというのは、中学生が亡くなってから6年がたちました。6年前小学生だった皆さんはそのときのことを覚えていると思います。そして、6年前はまだ小さかった皆さんにも亡くなった中学生のことを覚えていてほしいと思います、というふうに書かれているわけです。この大津市長も子供のときにいじめられた経験があり、本当につらい思いは共有できる、その立場でこうしたメッセージも発することができると思います。私は市長にも同じような立場で、同じような目線で、つらい立場にいる子供たちを守るという立場をとっていただきたいと思います。私はこれまで述べてまいりましたが、大津市を教訓に命を守る市政を実現するために、却下をされた中身について再考を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 再考ということでございますが、今まで回答書でも書かさせていただきましたが、私の判断基準というものをきちっと考えた上で判断したことでございますので、これにつきまして再考ということとはできないというふうに申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 回答書の中にもありましたけれども、新たな事実を遺族に求めるのは、これはおかしいと思いますけれども。報告書の中にもありました塾の先生からの通信文に

ついて、かなり心配だというお手紙が御両親の手には渡っていなかった、で終わっているわけですけれども、市長には却下の回答をする前に詳しく調査をしていただきたかったと思います。詳しくお話を聞いていただければ、新たな事実になり得たかもしれないと私は思いますけれども、調査をなぜしなかったのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほどの新たな事実が出てくればと申し上げておりますのは、何も御遺族に求めているわけではなく、どこからでも誰からでも事実が判明した場合の再調査を否定していないということでございます。

また、塾の先生に学校での生活が苦痛ということで、かなり心配だというふうに塾の先生がおっしゃっていたということでございます。それにつきましては、報告書にも記載されている事実でございます。事実として認定されておられますので、第三者委員会、調査専門委員会でそちらは事実として認識した上の報告書となっておりますので、新たな事実ではないというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 再調査却下の後、市長と記者の間にあったやりとり、これが報道されました。これを私は読みまして言葉がなかったわけですけれども、今回どのように判断をしたのかということについて、委員長、副委員長に4月5日に会い、報告書をまとめた経緯、内容の考え方を聞き、改めて報告書を読んで自分の判断をしたというのは先ほど来答弁をいただいた中身です。

調査の内容について調べたのかと聞かれ、調査内容は委員がやっていることで私は見ることができない。委員長、副委員長が調査できる限り調査を尽くしたと言っている。それが根拠かと聞かれ、そういうことだというふうに市長はお答えになっておられます。結局、市長がやったことは委員長、副委員長に会っただけだと問われ、そうだとお答えになられています。

改めてヒアリングをして調べるなどの行動をしなかったのかということについても、先ほど来答弁あったように、調査のようなことは自分では全くやっていないというふうに答えておられます。法に基づく再調査の要望に答えを出すには、市長の責任で調査、検証を行い、要望に納得していただけるだけの根拠をもって臨むべきではないかと思えます。

市長は、みずからの調査をせずに、この報告書を出した調査委員会の委員長に聞き、報告書を読んでこの回答を出したわけですけれども、この回答で遺族や市民が納得をされると今のやりとりの中でも思っておられるのでしょうか。法30条の重みも、Kさんの命の重みも全く感じ

られない却下の回答は、決して遺族にも市民にも受け入れられず、今後市政を運営していく中でも、この不信感は大きな障害になってくるのではないかと私は心配をしております。

また、調査委員会の委員の中立、公平という点についても、委員長は弁護士としても人格者であり、なぜ今回のような答えを出したのか不思議だという声も私も聞いております。

しかし、委員の中には学校現場やいじめの専門家はおりません。立派な専門家イコールではないことは、これまでもたびたび言ってまいりました。公平というなら、遺族推薦の委員も入れるべきです。全国では、たくさん市の町村で起きているいじめに対する調査委員会の委員も、半数を遺族が推薦をする委員さんになっているところもたくさんあります。これは後で資料として差し上げますので、ぜひ、そういうところもきちんと明確に見きわめながら判断をしていくべきだと私は思います。

そういう意味でも、こうした全ての全国各地で本当に血のにじむような命のかかった問題ですから簡単にいくわけではありませんが、そうした中でも遺族の皆さんに寄り添い、そして亡くなられた子供さんの思いを受けとめて、二度と我が市では、我が町では繰り返してはならないという思いで取り組んでいるわけです。

私はたびたび再考を求めたいと申しあげても、市長はそうしますとはなかなか言うわけにはいかないかもしれませんが、私は最後に市長のお考えを聞いて市長への質問を終わります。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 市長の考えということで、全てまとまった御質問かなと思っておりますが。今回の委員につきましては何回も申し上げたとおり、公平性と中立性が確保された委員であるという認識で、今回の調査は十分調査がし尽くされていると私は判断しているところでございます。その中で、御両親が納得されるかどうかというところでございますが、それにつきましてはなかなか納得をされるのも難しいのかなという、納得されないところはもちろんあると思っております。

しかしながら、調査はし尽くされていると考えているところでございます。委員の選考につきましても、教育委員会のほうでできるだけ早く詳細調査をしなければならないという考えもあったと思っております。その中で、今回この指針に基づいて委員さんを選んだ、選んだといいますが、団体をお願いして団体から推薦していただいたと。中立、公平性を保つためにそういった形をとったわけでございます。その中で、なかなか御両親の推薦する委員さんをその中へ入れるという手続といいますが、そういった形が早く対処しなければならないという中で、

できなかったということであったと思います。

ただ、御遺族の方にはこの委員さんで調査をしますというお断りはしていると、そういうふうに報告書にも書かれているところがございますので、そこは早く調査をしなければならないということで教育委員会としてはこの委員さんを選任したということであると判断しております。

今後あってはなりません、全国的にこういった事例、やはり各地で起こっているところがございます、こういった南国市の今回の経過、事例というのは今後委員の選任におきましても、やはり参考になる事例となると思っているところがございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 市長への質問は終わります。

教育委員会にお尋ねをいたします。伊藤教育次長には新しい立場、新しい見方で遺族の思いや学校の現状、再発防止に取り組んでくださるようまず要望しておきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

まず、1点目は、教育次長は前次長からKさんのことをどのように引き継いでおられるでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 福田議員様の御質問にお答えいたします。

引き継ぎにつきましては、南国市調査委員会調査報告書をもとに事案について内容及び再発防止、予防のための6つの提言について説明を受けました。

また、調査後の本市議会でのこれまでの答弁や、御遺族との面談等につきましても引き継ぎを受けたところがございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） その引き継ぎを受けられて、何かお感じになったことはありますか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御遺族のお気持ちを察しますと本当に胸が痛い思いもいたしましたし、二度と繰り返してはならないという強い決意を持ちました。

御遺族の皆様に対しましては、心より御冥福をお祈り申し上げたいという気持ちでいっぱいでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 次に、今後Kさんのことも含め、どのように取り組んでいかれるの

か。また、再発防止策6項目について効果の確認などしておられるのでしょうか。今後の取り組みについて伺います。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 南国市教育委員会といたしましては、再発防止に向け、決して風化させない、二度と起こさないという強い決意のもと、教育行政としまして学校、家庭、地域が一丸となって再発防止に向けた確かな取り組みを進めていくことが、御遺族そして市民の皆様の思いや御期待に応えることだと強く認識してございます。

6項目につきましては、それぞれの具体的な取り組みの進捗状況を確認をしております。

特に1、2の項目につきましては重点的に取り組んでおるところでございまして、去る6月1日には、管理職を含む各小中学校を代表する先生方に集まっていただき、南国市自殺予防教育学習会を開催いたしました。この学習会の大きな狙いは、この学習会に参加した代表者が講師役となり、学校全体はもちろんのこと、参観日やPTA研修会、学校運営協議会や学校支援地域本部事業等を通して、学校が主体となって保護者や地域に発信する取り組みを進めるために行ったものでございます。

自殺予防教育を通しまして、子供たちのサインをキャッチできるゲートキーパーとなる大人たちが、教職員はもちろんのこと家庭、地域へと広がっていくような支援ネットワークの構築に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 今までの取り組みだけではなく、やはり今の子供たちの実情に合う取り組みをしていただきたいと思います。

3点目は、学校現場から不十分だというふうに考えている、というような報告はあるのか。また、手が尽くせているというふうに受けとめておられるのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 6項目に対します取り組みにおきましては、特に不十分だと感じている報告は今のところございませんが、特に強く求めていますのは、学校は常に早期発見、早期対応に努めるように、キャッチした情報をタイムラグが生じませんように組織につなげ、学校全体で組織的に取り組むように努めております。

南国市教育委員会としましても、常に学校の状況や取り組みを把握できるように緊張感を持って取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 4点目は、心配な生徒については受け持ちの継続がこれまでもされてきたと思いますが、Kさんにはなぜできなかったのか、おわかりでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 県費負担教職員の人事異動につきましては、任命権者でございます高知県教育委員会の権限でございます、通常の人事異動によりまして転出したものでございますので、どうか御理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 1点だけ確認をさせていただきたいんですが、ケースによっては継続できるというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） いろんな学校の課題や、それから状況につきましては、県教育委員会とのヒアリングの中でもそれぞれの学校の現状等につきましてしっかりお伝えしてまいりたいと思いますが、その人事異動につきましては最終的に県の教育委員会の権限でございますので、ここではっきりそういうことは申し上げることはできません。御理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 以上で教育は終わります。

2点目は、介護の充実で安心の老後について質問をしたいと思いますが、時間がありませんので、短くお聞きをしたいと思います。

保険料、利用料は上がるし、サービスは受けられない状況に今なっています。特に私たちの世代は25年問題と言われ、まるで年を重ね医療や介護が必要になることが許されない大問題であるかの風潮になっております。長寿支援課という名前も、もう近いうちが変わるのではないかと思います。私は保育や教育、介護などの分野は将来にわたって市民にとってなくてはならないものであり、充実させることが市民の願いを実現し、働く場も確保でき、地域経済が回ると考えています。国の目指す削減ではない方向へと準備すべきではないかと思いますが、その立場からお聞きをいたします。

まず1点目は、市内の入所待ちの人数、その後の増減を教えてくださいたいと思います。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 現在、市内には4つの特別養護老人ホームがあり、定員数は260床となっております。特別養護老人ホームは広域的に入所が可能な施設であり、昨年9月

の調査によりますと、他の施設に入所している方、また医療入院している方を除き、在宅で待機されている要介護3以上の南国市民の待機者数は22名となっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 2点目は、将来にわたって必要な各種介護施設と介護職の確保の見直しについて伺います。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 将来的に高齢化が進むことから、2025年には約38万人の介護職が不足するとも言われております。介護事業所からは募集をしても応募者がいないという状況もお聞きしておりまして、今以上に介護人材が不足すると、施設整備をした場合に確保すべきサービスの提供が危ぶまれるということも想定されます。介護を支える人材の不足は深刻な問題であり、介護職員の給与改善としては介護報酬の介護職員処遇改善加算、また、新たな人材確保のために生活援助のヘルパーの資格要件の緩和など、介護の担い手をふやすための取り組みが行われております。

また、市といたしましても、人材確保のための取り組み強化を国へ要望もいたしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 3点目は、高い保険料の中、自己負担への助成をしている自治体もあります。安心して介護を受けることができるように、南国市も検討課題として入れるべきではないかと思いますが、お考えをお聞きします。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 第7期の介護保険料の算出ということでは、急激な上昇を抑えるということから介護給付費準備基金から1億500万円を取り崩し、保険料の負担軽減を図るということとしております。

高齢化が進む第8期計画期間以降におきましても、介護給付費の伸びとともに介護保険料も増加することが予想されますが、この保険料負担ということにつきましては、今後も基金を活用して軽減を図ることを考えております。

御質問のありました介護サービス利用料の助成ということですが、市独自の自己負担を行うということにつきましては、現在考えていないというところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 4点目は、予防事業については以前にも提案をしたことがあります  
が、市民がそれぞれ介護予防に参加できるように一層強めるべきではないかと思いますが、広  
く市民が参加しやすいものにしていくことも介護事業の一環ではないかと思いますが、現状と  
今後についてお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 介護予防の取り組みといたしましては、昨年から貯筋運動教室  
ということを開催しております、市内の公民館など身近な場所で運動ができるということで、  
気軽に、そして継続して運動を続けることができるようにということを支援しております。そ  
のほかにも、一般介護予防事業といたしましては、筋力向上教室やわかガエる体操教室、男の  
体操教室などを実施しております。

また、市内2カ所では毎週1回のサロンも開催をしております。高齢者の閉じこもりを防ぎ、  
運動することで介護予防、自立支援と健康寿命の延伸を推進していくことにつながるものと考  
えますので、今後も引き続き実施してまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 2点目については終わります。

次に、文化会館について、生涯学習課長にその後の進捗状況をお聞きをいたします。

文化会館建設は、大きな期待が今寄せられております。

まず、1点目は市民からの陳情、議会でも全会一致で採択をされておりますけれども、陳情  
や前市長との約束は進んでおられるのでしょうか。お聞きします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 以前、議会でも採択いただきました陳情について、もう一度申  
し上げます。

陳情の理由その1、老朽化が進む大篠公民館と中央公民館の更新が待ったなしの状況です。  
したがって、この2館と新しい総合文化施設機能を統合し、多目的で高機能な施設を整備する  
ことによって市民の長年の夢を一挙にかなえる好機と考えます。このとき、橋詰前市長は、中  
央公民館と大篠公民館は合築して、中には文化的行事を行えるような機能を持った多目的施設  
としたいとお答えをしております。これは、都市再生事業の中の都市再構築戦略事業の中の中  
央地域交流センター、仮称ではございますが、社会資本整備交付金を受けて行うものです。

スケジュールとしましては、今年度、設計、用地測量、地質調査、あと農道の用途廃止を予  
算計上しております。今、設計のほうは仕様書の準備にかかっております。用地測量等は市道

の絡みもありまして、それと同時に進めていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 2点目は、この間の質問と答弁のやりとり聞いておりますと、少し1つ疑問が出たのでお聞きします。

予算ができれば建設なのか、何としても実現しようとしているのかというふうに聞こうと思ったんですけども、先ほどの答弁の中にはそういう財源も見通しが立っているようなので、この点についてはお聞きをせずに、いいです。

次に、検討委員会を開いたと聞きますけれども、どんな御意見が出されて進んでいるのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 検討委員会でございますが、中央公民館運営審議会という形式で中央公民館の改築を検討する、あわせて大篠公民館の改築も検討するというところで、2月6日に第1回の会を開催いたしました。

経過報告、スケジュール（案）の提示をいたしました。委員の皆様にはのみ込んでいただくということがまずございましたので、その場ではいろいろ規模ですとかホールの形状とかいうことの御意見。会の後に、大篠公民館の関係者から、取り壊しから建設まで間があり過ぎるので、取り壊しについては再考願いたいとか、そういう意見が寄せられております。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） その会は、幅広い市民の声を入れて期待に応えるものを建設をしていくということが大事になってきますが、それを目的にする委員会になりますが、市民の声が反映され、早期に建設を目指すという検討委員会に、先ほどの答弁ではなっているというふうに受けとめていいのでしょうか。お聞きします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 当議会からは教育民生常任委員会正副委員長、社会教育委員。大篠地区公民館長初め、大篠地区の公民館運営審議委員会の関係者。あと、先ほど申し上げました昨年の陳情においでた団体の中から3名の委員をお願いをしております。

音響ですとか舞台とかの専門の人は、スポット的あるいは専門委員会というか、外の形式にして、また御意見を聞いていきたいと考えております。あと、パブリックコメントとか学校へのアンケートとかを検討しておるところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 文化会館建設に寄せられている声は、小さなときから生の演劇や音楽に触れさせたい。あるいは、本物を頑張って呼んでみても、体育座りでは子供たちはすぐ動き出して大変だった。きちんとした環境で豊かな気持ちを育てたい。また、今は高知市や県外に出なければならず、南国市民としてもつらい。ぜひ実現を、などたくさんの方が寄せられました。

建てるまでの議論は、あらゆる立場からの御意見を取り入れ、市民総意で実現することを求めたいと思います。課長には財源と市民の多様な要望をまとめていかれる役割をしなければなりませんので大変な仕事かもしれませんが、結果が出れば市で初めての事業ですから課長も頑張ったという喜びが出ると思いますので、最後まで、やはり市民の皆さんの声、地域の皆さんの声を聞きながら実現に向けて頑張っていたいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 8番高木正平議員。

〔8番 高木正平議員発言席〕

○8番（高木正平） かつて命山と呼ばれていた久枝山のことにつきましては、これまで何度もこの場で申し上げてまいりましたし、さらに命を守る高台、それは常々、つまり平常時は子供たちの遊び場であり、人々の交流と憩いの場として生活の中に必然的に溶け込む自然な存在であればこそ、命を守る避難の完遂に至るものと、そう訴えてまいりました。

避難タワーにつきましては常時開放されておりますが、遊び場とか憩いの場とかそういう捉え方ではなく、畏敬の念とでもいうような命が守られる、特別にととばれる場所という意識が浸透しているような気がいたします。それは地域の皆様が見守り続けた成果とっております。

凍結から、いよいよ再開されましたスポーツセンター北の高台は、どのような見地で整備をされるのか、まずお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 御質問にお答えいたします。命山は、第1にスポーツセンター利用者及び従業員等の緊急避難場所としての位置づけ、また、ヘリポートや備蓄倉庫などの活動拠点施設も整備し、活用したいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） スポーツセンター利用者のための避難の高台ということ。そして、当然

利用者の安全の確保。それはそれで大変重要なことですが、しかしながら、根本的に整備の意図というのはずっと暮らし続けている人々の安全のシンボルであるということを忘れてはいけないというか、重視していただかなくてはならないことだというふうに思っております。

再三伺いました、スポーツセンターの駐車場であるとか備蓄関係の基地であるとかいうことではございますけれども、あのタチョーに小高い丘ができます光景を想像いたしますと、今、課長が言われました、これまでお聞きしましたような山の用途であれば、とてもとても殺風景で景色に溶け込むこととは思えません。

借景という言葉がございましてけれども、造園とか庭づくりでの言葉でございましてけれども、この高台が周りの大地に溶け込み、なじむことこそ、防災意識の定着と思っておりますが、そのあたりの見解をお聞きいたします。危機管理課長、お願いします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在、整備に向けての基本計画を策定中ですが、緊急避難場所としての機能を維持しつつ、周囲の環境に溶け込み、日常にも使用可能で防災意識を高める防災広場整備を進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 行政が業務を遂行するというのは、予算を執行し、事業を完了することだと思います。

ただ、生活者は日々利便のため、住民の自治として永遠にその課題を担い、使命を押し進めなければなりません。地域に住んでいる住民の目線で整備してこそと思っておりますが、その整備使命につきまして引き続き危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） スポーツセンターの利用は市民だけでなく、市外や県外の方の利用も多い施設であります。これらの利用者の皆様が、本市の施設を利用する上で安全と安心を実感できる施設の整備を進めることが果たすべき使命だと捉えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） このスポーツセンター利用者も、ここは大丈夫と安心して施設の利用ができる、それが命山の整備の使命とも思いますが、ここで市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 本市の津波避難計画を推進する中で、利用人数が最大であるスポーツセンターの緊急避難場所となる命山の整備を行うことは、大変重要なことであると考えているところでもあります。

高木議員さんのおっしゃるとおり、利用者の生命を守るために、一目見て安心できる、また安全を確認することができる施設の整備を進めていくことが私どもに課せられた責務であると考えているところでもあります。

姉妹都市の岩沼市では、東日本大震災後に千年希望の丘が整備されているところでございます。希望の丘は後世にあの甚大な被害を伝えるばかりでなく、津波波力の軽減や、強く生きていこうとする希望を与えるものとして岩沼市民の心のよりどころになっているとお聞きしているところでございます。

本市の命山にもその息吹を吹き込み、先ほど借景と申し上げましたが、環境との調和も考え、南国市民も日常から利用できるような防災広場の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） この予定されている場所が、まさに津波浸水位置でございます。想定されている浸水の状況につきまして危機管理課長に逐一お伺いしたいと思いますけれども、この築造地の浸水の深さっていうのはどれぐらいの想定でございますか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 命山の整備予定地で最大4.4メートルの想定となっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 浸水したその状態というのはどれほどといいますか、どの期間といいますか、何日ほどその状態が続くものでしょうか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 県の公表しております津波浸水シミュレーションによりますと、12時間までの想定しかありませんが、その間は繰り返し津波が押し寄せる様子が見てとれます。

しかしながら、本震だけでなく余震が起こった場合も再度津波が押し寄せることもありますので、津波警報が解除されるまではその状況が続くと考えていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 一旦水につかると、どれぐらいの期間この状態が続くかということの想定はされていないようでございますけれども、そういう状態の中で、どの時期が来れば、どれぐらいの期日を要すれば、応急対策というか重機が入るあるいは住民の生活に支障がない最低限のものの提供なども含めて、どれぐらいかかるかというのは随分気がかりなところでございますけれども。

岩沼市、目の前が私ども地域と同じく太平洋で、その太平洋に沿って貞山堀というのがあったように思います。その貞山堀の周辺で、荒浜地区とか二の倉地区とか仙台空港周辺で1週間余りたちましたそのときの写真を思い起こしてみましても、まだとても人が立ち寄れるような状態ではない状況だというふうに、実際に写真の中ではそのように受けとめますけれども。その状態であるとすれば、1週間とか2週間とかいう期間は、到底そのあたりの周辺には被災直後の状態がまだ続いているのかなと思いますけれども。このあたりの実際を捉えて想定しながら、いわゆる生活の支障を不便さを解消できる物資の応急的な往来ができる期間をどのように想定して、応急、復旧対応の、まずしょっぱなというふうに捉えているのかお聞きいたしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 浸水の水がどのくらいで引くというのは、なかなか何日ということが明確にお答えできないところではございますけれども、整備予定地周辺につきましては長期浸水予測区域には該当しておりませんので、自然に、徐々には排水していくと考えておりますが、強制的な排水をしなければならないというような状況もあると考えております。

往来が可能になるといいますか、物資を届けるのが大体いつごろになるかということでございますけれども、その津波の水がいつ引くかということが明確に示されていない中での御回答にはなりますけれども。道路啓開が可能になりますと、国道55号線より南の農免道路につきましては、最優先で啓開される道路の一つとなっております。

なお、岩沼市の状況をお聞きしましたところ、震災後2日目に民間の建設団体からの申し出があり、3日目には道路啓開を開始したというふうにお聞きしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 今、御答弁の中で長期浸水地ということをおっしゃいましたが、具体的にどの場所でどれぐらいの長期間の浸水状態になるのかというのはお教えいただきたいところでございますけれども。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 長期浸水予測区域といいますのは、高知県の被害想定の中で示されたものでございますが、まず地震が起こって地盤が沈下を行います。そのときに、沈下の標高と満潮のときの水位などを比べまして、満潮より低くなっているという地域が長期浸水予測区域というところを示されておりますが、南国市におきましては稲生地区がやはり大きなところでは長期浸水区域というふうになっております。浸水の深さにつきましては約2メートルから3メートル、多いところで4メートルというような形にはなっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 稲生が長期浸水予測地ということで、その長期という長期は、この2メートルないし4メートルという状態がどれぐらいの期間、浸水当初の状況が続くものでしょうか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 正確には日数的なものも県のシミュレーションにおいても示されておりませんので、日数的なものをお示しすることができませんが、やはり稲生地区は標高がかなり低くなったために排水はかなり困難な状況になるのではないかというふうに想定をしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 稲生の浸水期間というのが県のほうでも示されていないということですが、浸水深が2メートルから4メートルということをお答えいただきまして、どれぐらいの日数、浸水当初の状況が続くかということは予測されていない。でも、長期浸水地ということで指定されているということになりますと、今、市としてこの地域一帯の対応というか、対策というものは具体的にどういうふうな住民の安全というか、地域の対策につきましてお取り組みされているのか、今後のさらに進めた浸水対策についてどのようにお考えになっているのかお聞きいたしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） この長期浸水対策につきましては、やはり自然に排水するというのがなかなか時間がかかるというふうには考えておりますので、初めに申しましたように、やはり強制的な排水といったものを考えていかなければならないというふうに考えております。

その強制的な排水につきましては、日常で協定を結んでおります建設業の関係の方などにもお願いをして、排水ポンプなどのお借りをして強制排水をしていくというようなことを考えて

おります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 私もこれまで、とかく沿岸地のことにつきましての地震対策、津波対策についてこの場で申し上げてまいりましたけれども、宝永大地震の谷陵記にもありますように、海岸線だけではなくてその辺一帯の浸水の状況というものを改めて見定めながら、今後自分なりにそのあたりのことを探求してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども。この築造地あたりの地盤沈下というのはどのように想定されております。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 地盤沈下の予測につきましては、整備予定周辺におきまして約1.5メートルの地盤沈下が予測をされております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 逐一、築造地の浸水状況のことにつきましてお伺ひいたしましたけれども、この想定される状況を踏まえて、もちろん丘という高台ができますけれども、被災直後の状況につきましては、さらに微に入り細に入り、いろんな角度からの捉え方で応急的な対応がとれるような検討を基本計画の中でも生かしていただけるように検討していただきたいと思ひます。

私たちの地域は歴史上大きな津波が繰り返し発生し、被害をこうむってきたところではございますけれども、海は40億年に及ぶ命を育んでくれました。先人も海の幸に感謝をし、災いを越えて命を育み、紡いでまいりました。そんな地域だからこそ、南部域の人口が幾らかでも社会増となる方策があつて、そのことは市全体の人口が緩やかでも増加に転じる期待にもつながるのではと、そう願ひ、思うところでございます。

命山の整備を通じて、そのような期待に応えられないものか。

その捉え方で私が提起いたしますことは、命山という丘の上に市内の広い範囲から入所を希望する保護者の子育て環境を満たす保育所の新設でございます。津波浸水が想定されている一帯ではございますが、想定されている状況に陥ったとしても施設は安全であり、仮に昼夜缶詰になったとしても、立地的にも構造的にも体制的にも全ての面から安全が確立されている保育所を新設するということです。

大湊保育所、里保育所、浜改田保育園を統合するという思い切った施策で取り組む。いかがでしょうか、子育て支援課長にお伺ひいたします。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えいたします。現在進めております命山整備につきましては、危機管理課長がお答えをいたしましたように、スポーツセンター利用者の緊急避難所など、防災に関する整備事業として取り組みを行っております。事業の変更をすること、また構造、財政面などで命山へ保育施設を整備することは厳しいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 命山の築造そのものが先ほど危機管理課長の御答弁にありましたようなことゆえに、その丘の上に保育所というような施設をつくるのは考えの中にないというふうな、そのような整備のこだわりがあるようにお聞きいたしましたけれども。

保育所を、課長は東日本大震災の直後から、この南国市の海岸域のことについての施設の利用する子供たちの、地域の方々の安全というふうな側面から常々おっしゃられておりましたことは、保育所の高台移転ということでこの議会でも答弁をされておりましたことを何度か記憶をいたしております。

まさにタチョーに高台が出現いたします。かねがね、当初より課長が申されておりました、安全対策は高台移転の高台がすぐそこにできることがもう事実でございます。この基本計画の中に危機管理課長初め、課員の方々が大きな狙いをその策に生かそうと計画を進めていると察しておりますけれども、子育て支援課長が当初からその姿勢を示しておられました高台移転ということへの実現の可能性を基本計画の中に生かせるとか、そのような思いというか、積極的な高台移転への取り組みにつきましていかがなものでしょうか。これまでの答弁を思い起こしながら、まさにそこに丘ができます。いかがでしょう。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 浸水区域内保育施設につきましては、高台があれば一番いいわけですが、高台等など浸水区域外への移転、また統廃合、そちらのほうを検討を進めておりました。高台も一つの施策だとは考えております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 今、答弁をお伺いいたしますと、それも検討の一案というふうに申されましたけれども、確かに当初は高台移転、高台はございませんので校区外の同じ公立運営の保育所への統廃合ということを示されたというふうに私は理解をしております。

この保育所の統合のことですけれども、まず県下で唯一、本市は保育所の民営化に取り組みました。岩村保育所のこと、保護者の皆様も地域の方も相当の痛みを伴った統廃合でござい

ました。全て、保育行政計画という答申に従っての実施でございました。現在、6つの公立保育所が社会福祉法人の保育所に運営が移管されておりますし、岩村保育所はあけぼの保育所に統合いたしました。何度も思い起こす言葉ですけれども、保護者の地域の方々の痛みをお聞きしながら、同じ小学校校区であるということを大きな説明の柱として説明の中に加えたこともあったように伺っております。

昨年、12月の定例会で思いがけず企画課長から大湊保育所の統廃合という計画を聞かされてみてあぐみしました。企画課長の答弁は、総合計画の基本目標1の中の安全・安心のまちということで、防災ということで地震対策として考えていくことを位置づけていると言われましたが、ならば、地震対策ということであれば、当然、津波対策が大変重要視されますけれども、谷陵記を見ましてもそのとおりでございますけれども、里保育所も同じ状況下に陥ります。さらに、大湊保育所よりも里保育所の建築年次は5年ほど前でございます。施設の老朽化は維持管理の状況もあろうとは思いますが、大湊保育所よりも老朽化は進んでいるのかなということで、いち早い施設の改修あるいは補強等も必要と思われましても、地震対策として位置づけているならば、里保育所をどのように位置づけて、どのように対応していかれる計画をお持ちなのかお伺いしたいと思っております。企画課長でございます。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 平成28年3月に策定をいたしました第4次総合計画では、市民アンケートからも重点方向として安全・安心の防災のまちがトップに挙げられておまして、総合計画の5つの基本目標の一つとして安全・安心のまちを位置づけをしているところでございます。

昨年の12月議会で御答弁させていただいたことは、このことを申し上げたところでございまして、この総合計画を上位計画としまして個別の施策が展開をされておるところでございます。

保育施設のあり方については、子育て支援課を中心としまして庁内組織の保育施設検討会で協議をして、各保育所間の調整、また地元への説明会などを経ながら進めておることでございますので、特に私のほうからこれについてどうということは申し上げてないということをお断りをさせていただきます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 率直に大湊保育所、里保育所、浜改田保育園の3園を地震対策として、津波対策として位置づけ、統合という捉え方。このことについて子育て支援課長、企画課長もフォローがありましたらお伺いしたいところですが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 現在のところ、保育施設整備につきましては、庁内保育施設整備検討委員会にて各保育施設の課題を掲げ、他の部署との事業のすり合わせなどを行い計画を立てております。他の事業との兼ね合いや適地の選定、保護者、地域の方または地権者の方などへの説明、民間園の場合は法人との調整などによって優先順位や実施時期が変更となることもあり、適宜見直しを行っております。

高木議員さんがおっしゃられました3園の統合につきましては、1園が、法人園がありますので法人園さんの意向というものもありまして、3つでの調整というところが難しいところもございます。

現在のところ、大湊保育所のほうにつきましては、統合が進めやすいあけぼの保育所との統合を現在進めております。里保育所におきましては、以前、民間保育園のほうで新築予定がありましたのでそことの統合を進めておりましたが、いろんな諸事情より、今、そちらのほうが進んでおりません。3園での統合ということは、現在のところ協議の中には入っておりません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 3園の統合ということにつきましては、少し飛躍しているところがあるかもわかりません。私が突発的に申し上げたことかもしれませんけれども。何よりも大湊保育所を廃止して、あけぼの保育所に統合するというのは無謀でございます。

何があけぼのへの統合ということをせかしているのかといえ、入所児童の減少じゃないですか。今、そのことにつきましては、これまで支援課長は一言もこの場では申されなかったように思いますけれども、実際見てみますと入所児童の数は少なくなっております。18名ですか、今。里保育所がその倍。里保育所は昭和49年の建築、大湊保育所は昭和53年ですか、建築年次が。さほど差はありませんけれども、施設の状況はどっこい、さほど快適というか、かなり年数を経ております。入所児童はその状態。その状態を即そのまんまあけぼの保育所に統合というのは、これまでも申し上げてまいりました、小学校校区が違うということ。あわせて小学校と保育所の間には大湊小南タワーというのがあることによって、双方から、北から南からそこに逃げると、命を守るという幼い心に、同世代、先輩のお兄ちゃん、お姉ちゃんから手を引かれる思いが養われております。ぽっこりあけぼのへ通わされて、小学校入学と同時に大湊小学校へ入学する子供たちの心情はどんなものでしょうか。

その心情のことを少し私も引き続き申し上げますと、あのあたりはかつて香長平野と呼ばれ

ておりました。穀倉地帯でございます。学校の先生に、香長平野はお米が2度とれると習ってまいりました。私たちの母校の前浜小学校はなくなりました。前浜小学校の校歌は香長の平野、目もはるか、その歌い出しで歌われておりました。はるか遠くまで展望の開けたさまを歌った懐かしい校歌でございます。そのはるか向こうまで保育所という施設がなくなりましたその後、展望が地域に開けますか。

南国市全体が人口の減少という、これは現実突き詰められた状況を将来にわたってどうしていくかということは皆様がお考えになっているこのことで、その、さして広くない地域に宝船である保育所をなくして、子育て支援課長の心情を疑います。私は、行政の子育て担当者としては子供を慈しむ思いで、その思いでお仕事に携わっておられる第一人者と思っておりますけれども。大湊保育所のその存在こそ、将来はるか向こうまで地域が開けた拠点であるということをもっと強調してお伝えして、そのことをしっかり秘めていただきたいと思えます。

香長の平野、目もはるか。懐かしい私どもの前浜小学校の校歌でございます。非常にせつなくなるようなことでございますけれども、何としても魅力を増す施策を願うものです。

保育所のことにつきましては、地震、津波の安全面も含めて、子育て環境のさらなる視点での充実ということをお願いするところでございますけれども、市長にそのあたりの御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほどからの命山への上の建設ということにつきましては、今まで命山を整備するに当たって検討してきた方向性っていうものがございます。それは高木議員さんも御存じのことだと思いますが、もちろん避難所をつくる、また日常的には市民から親しまれるような環境整備をしたいとは思っているんですが、そこでスポーツセンターの課題であります駐車スペースということも対応していくという方向をもって整備をしているところでございまして。その上に保育所を整備すると、今、そういう方向転換をするということは大変困難なことであると私は思っております。

また、その大湊保育所のことについてでございますが、やはり浸水区域外への浸水区域内からの移転ということは以前から市政の方向として考えてきているところでございます。その中でどういった策があるかと、方法があるかということ、さまざま検討委員会で検討してきた経緯が今になっているところでございまして。今、とにかく浸水区域外へ早く移転するということになりますと、やはり大湊保育所はあけぼの保育所、浸水区域外で今一番近い保育所となりますので、そちらへ統合という形で通っていただくことが一番今の中では適切ではないかと

いうふうに考えているところであります。

保育所の状況は、高木議員さんもおっしゃいましたとおり、今、人数は18名ということになっております。また、建築年も先ほどお示しをいただきましたが、耐震補強工事は行っておりますが、非構造部材また設備等そういった老朽化が進んでいるところであります。そういった手入れもしないといけないような状況もございます。そういった内容全て総合的に勘案しますと、やはり早急に浸水区域外、あけぼの保育所のほうへ統合させていただきたいと思っているところでございます。

地域から保育所がなくなるということは、今まで議会で私も申しましたとおり、非常につらい、私としてもつらい施策でございますが、市長としてやはりどうすべきかということを考えたときには、そういったことを進めていく必要があると思っているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 企画課長からは、この保育所の統廃合の問題につきまして総合計画の基本目標1の中のということでの説明をお聞きしておりましたし、今、市長のほうからは検討委員会ということでの検討機関の組織名称を紹介していただきましたけれども。この検討委員会というのは子育て支援課長、どういう構成メンバーで、どういう保育所の何を検討するがです。統廃合のことだけなんですか。メンバーとあわせてお聞きします。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 庁内の保育施設整備検討委員会は副市長、財政課長、企画課長、危機管理課長、都市整備課長、教育委員会次長など関係部署の課長で構成をしております。その中では、保育所の場合は老朽化問題もあります。それと津波対策、また、その他もろもろの施設整備の課題というのがそれぞれありますので、総合的に検討する部署です。

なかなか、1課だけで、子育て支援課だけでは検討ができない部分、財政面であるとかほかの事業とのすり合わせなどが必要ですので、保育施設整備検討委員会のほうで他の部署との事業とのすり合わせを行っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 2点お伺いいたします。

保育施設検討委員会、それだけのメンバーで構成されているとするならば、危機管理課のほうで取り組みを進めている基本計画、このことへの盛り込みについての検討ができないものなのか。してしかるべきと思いますけれども、このことが1点。

そして、もう1点は、検討委員会が、お聞きする限り全て庁内の、言葉は悪いですけど身内の方ばかりです。この中に、保育の関係者とか当事者であるとか、そのような方々の顔ぶれを交えた別の機関の設置の必要性というものは感じませんか。あるいは設置の必要性を思いませんか。設置の予定はございませんか。以上です。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 命山につきましては、危機管理課のほうでの事業の整備ということが進んでおりますので、これにあわせてこの検討委員会の中で協議をするということは今まではありませんでした。

また、庁内での検討会になっておりますが、各部署での事業とのすり合わせがどうしてもまずは必要となりますので、庁内での検討委員会を立ち上げて、まず、この保育施設の整備が進めていけるのかどうなのかを検討しております。

今後、いろいろな方を委員にお招きをしましての会につきましては、また今後検討していきます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 今回も申し上げましたけれども、かつての保育行政計画というのは、財政問題の審議会での指摘を受けて外部に、地域の方々の代表の方々に構成された検討委員会のメンバーによります答申がそのことでありまして、その結果、6園の民営化と岩村保育所の統廃合ということに至ったということは御承知のとおりだと思いますけれども。やはり子育て支援の保育所という地域にとって何にもかえがたい大きなこの施設、意義のある施設をこの庁内の検討会議のメンバーだけで方向性を決めて、その方向で進めるものはいかばかりかだと思いますけれども。課長もおっしゃられたように、ぜひ地域の関係する方々のメンバーによります協議のできる組織を立ち上げていただくことをお願い申し上げたいと思います。またいずれ、このことにつきましてはお聞きしたいと思いますけれども。

次に、河川津波のことにつきましてお聞きいたしたいと思います。

危機管理課長にお答えをいただきたいと思いますが、南国市も後川、秋田川、物部川ということで太平洋に向かって流れ注いでおりますけれども、この河川津波の危険性というものをどのように捉えておられるのか、まず、そのことからお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 河川津波の危険性につきましては、県が公表いたしました高知県南海トラフ地震被害想定調査による津波浸水想定をもとに、本市の津波ハザードマップを作

成しておりますが、その中で河川の遡上や越流の状況も踏まえた浸水予測図を作成しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） この河川津波という言葉は、私も東日本大震災の検証が進む中で聞き覚えた言葉でございますけれども、当然、昔から川をさかのぼる津波の危険な状態というのは古文書の絵にもありますように、川、川、川と言って上流に逃げる姿、そんな絵を思い起こしてもその危険性がそこにあるということは承知しておりますけれども、この河川津波、東日本大震災の被害状況から検証が進む中で、この河川津波の危険性も検証が進められております。

今言ったこの3つの河川、どこまで遡上するというか、さかのぼるのか。具体的にさかのぼっていく危険性とかいうものはどんなふうに想定が捉えておりますか。対策も含めて。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 河川津波の具体的な予測という御質問でございますが、まず一級河川の物部川でございますが、物部川は、河川遡上する津波につきましては、国道55号と県道南国野市線の間あたりまで越流しながら押し寄せ、県道南国野市線物部川橋の約800メートル上流まで遡上するというふうにお聞きをしております。

また、後川は全域で越流いたしまして、秋田川につきましては上流の王子川を遡上いたしまして県道南国野市線の手前まで越流をいたします。

対策といたしましては、先ほどの津波浸水ハザードマップなどを作成をいたしまして、流域の皆様などにもそういった危険があるといったことの啓発などを行っているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 私自身ももう少し調査をいたしまして、なお詳しくまた危機管理課長にお尋ねする機会を持ちたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この沿岸地域の人口、社会増というなし得がたい課題のことを先ほど申し上げましたが、本市の人口は、南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも年少人口の減少がさらなる人口減少を招くとあります。そこで、合計特殊出生率を、最近の平均1.39を2020年に2.07までに引き上げると仮定ではありますけれども、そのように示しておりますが、この可能性というのはどういふ根拠で生じているのか企画課長にお尋ねいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 本市の合計特殊出生率につきましては、人口ビジョンにも記

載をしておりますけれども、2008年から2012年までの5年間の平均は1.39でございましたけれども、2013年には1.56、2014年には1.49、2015年には1.58、2016年には1.48と、4年間の平均で見ますと1.52と上昇をしてきておる状況でございます。2013年以降、いずれも全国平均、県平均を上回っている状況で推移をしております。先ほども議員のほうから紹介ありましたが、人口ビジョンでは2020年に1.58、2030年に1.8、2040年に2.07まで引き上げるということになっております。

本市の課題としましては、特に20歳から24歳の年齢層の転出というのが顕著でございまして、大学等への進学また就職等によりまして若い世代が県外に出ていくことが大きな課題となっております。これを食いとめることが先決となっております。

そのためには、若い世代のニーズに合った雇用の場の確保、また、UIターンの促進など、若い世代をとどめる施策が必要となっております。あわせて結婚支援、子育て支援の充実など継続して実施をしていく必要もございます。

ただし、いずれにしましても企業におけます育児休業の取得やワーク・ライフ・バランスの推進など、子供を産み育てやすい環境整備も同時に必要でありますので、国の施策、県の施策とも連動して、この南国市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業に取り組むことで目標に近づけるものと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 蒸し返しますけれども、今、企画課長が子育て支援の充実ということで、南国市地域全体の人口の合計特殊出生率のことも含めて人口増、社会増というようなことを願いながらのことと思っておりますけれども、それでいて見切りをつけた地域があるのかなというふうなことを妙に思わざるを得ないような、子育て支援の充実というのは施策の存続も含めてのことだと思っておりますけれども。でも、そういう施設の状況に恵まれない地域はそこで生活する生活者のそのあたりの落差というか、どうも腑に落ちないなというふうな思いを持ちながら伺いましたけれども。

その合計特殊出生率とあわせてですけれども、再生産年齢人口という人口統計を探ってみました。南国市の実際を見てみますと、平成22年から27年、つまり国勢調査の実施年のこの5年間ですけれども、若い女性の人口は5年間で251人も減っております。今、企画課長が御答弁の中で、若い女性ということでは限定しておりませんでしたけれども、若い世代の入学あるいは卒業、あるいは就職などでの人口減ということになるような答弁を伺いましたけれども、若い女性に限って申しましてもこの人数が減っている、この状態をどのように把握して、そして

分析をして、どのように政策に生かすべきと捉えておいでになるのか、企画課長にお伺いします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 住民基本台帳におけます人口の推移を見てみますと、平成22年3月末の人口は4万9,405人であるのに対しまして、直近の平成30年3月末では4万7,540人と8年間で1,865人の減少。これは3.7%の減少になりますけれども、この間の20代の女性に限ってみますと390人の減ということで15.7%の減少と、大変減少幅がほかと比べて大きくなっている状況でございます。

これにつきまして、分析もいたしましたけれども、特に顕著なのが出生数、年々の減少により絶対数がまず減っているというのに加えまして、進学、先ほども申しましたが、就職のタイミングまた結婚等により市外、県外に出ていってることが主な原因と考えております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 入学、卒業ということでの社会増減というのは女性に限らず男性も含めてのことですけれども、今答弁の中で15.7%も女性が減少しているというこの実態を企画課長は御認識されておると伺いました。女性の数がこれだけ減少しているということは、今お答えにもなりました合計特殊出生率が改善されたとしても、人口の増加にはつながらないということにやっぱり気づくかなと思うところでございますけれども。

たとえ2.07%上がったとしても、これは1人の女性が一生のうちに子供さんを出生する数の割合でございますので、その絶対数の女性が減るという再生産年齢人口の減という、現実に15.7%も減少しているこの状況、これについての南国市を離れる理由というのか、あるいはその背景というのか何なのか、追跡と探求が必要だと思いますけれどもいかがでしょうか、企画課長。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） この再生産年齢人口といいますのは、一般的に15歳から49歳の年齢を捉えてということで把握をしておりますけれども、ここの減少幅が大変大きいということでございます。特に女性の減少が大きいということでございますけれども、この中身につきましては、新卒者にとりましては、特に進学、就職の際に、どうしても大学や企業を多く抱えます都市部のほうへと向かっていってしまうということは、一定やむを得ないことではないかと考えております。

今後は、進学した後いかに地元のほうに帰ってきてもらうか、あるいは県外から県内の大学に入学しております学生を卒業後いかに県内にとどめさせるかということが、これからは肝心

になってくるのではないかと考えております。

このことについては、南国市の取り組みだけではなくて、県内の大学でもCOCプラス事業として産学官連携の学生の県内定着の取り組みもされておりますし、また県の総合戦略の一つの取り組みとしまして、県外の大学生への県内就職率向上の取り組みの一つとしまして、保護者へ企業の情報を提供するなど一定の成果も上がっておると聞いております。

本市もこうした取り組みとも連携をしながら、繰り返しになりますけれども、雇用の創出であるとかUターンを含む移住促進策などの取り組みを加速をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） この若い女性、再生産年齢人口の15.7%と言われた流出のこの現状、大変憂慮すべきことではと思いますけれども。南国市のこの深刻な状況、移住もさることながら流出を食いとめる、克服するという、この対策は極めて重要なことであると思います。その対策の一つ一つには、市政の政策が、それこそ成果が生じるような政策の今後の検討が必要だと思いますけれども、どのような手だてで解消への道筋を見定めていき、政策として打ち出していけるのか、市長にお伺いできればと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 手だてということでございますが、特に女性に限っての手だてということではありませんが、まずは南国市に住んでもらうためにはどうするかと。住むところと働く場所の確保ということが一番重要ではないかと思っているところでございます。できれば生まれ育った土地で親元近くで、子育てをしていただくのが理想ではないかと思うところでございまして、4月からは県からの権限移譲も受けて、市街化調整区域の既存集落内で従前からの許可要件が一部緩和されて、戸建て住宅が建てやすい環境が整ったところでございます。この規制緩和につきましては、これが始まりと考えておりまして、本市独自のまちづくりに向けて一つずつ障壁を取り除いていきたいと考えているところであります。

また、先ほど来、企画課長からも話をいたしましたところでございますが、進学、就職に伴う若年層の市外への流出はゆゆしき事態であります。住宅の対策と合わせて、地元で安心して働ける雇用の確保に努めることが大切であります。若い世代が安定した収入を得て、生活できる基盤づくり、そのために農業分野では国営ほ場整備事業を推進しているところでございます。また、日章の工業団地、オフィスパークセンターの増築なども進めており、企業誘致による雇用の創出に努めていくとともに、先ほどの権限移譲も含めました住宅政策、住むところの確保

ということもあわせて推進してまいりたいと思うところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時2分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。8番高木正平議員。

○8番（高木正平） それでは、質問を続けさせていただきます。

スポーツの推進ということを中心に、全国レクリエーション大会が高知で開催されますことの御紹介もあわせて質問をさせていただきたいと思いますが、まず第72回全国レクリエーション大会 in 高知という大会が9月21日から3日間、高知で開催されることが決まっております。

レクリエーションというのは、心の健康、体の健康、それぞれの健康をコミュニケーションを介して推進し活動することで、一人一人が地域の方々ともども心の健康、体の健康ということ願っての活動そのものをレクリエーション活動というふうに申しておりますけれども、その全国大会が9月に高知で開催されます。この開催に際しまして、大会の名誉会長は高知県知事、あるいはスポーツ庁長官でございますけれども、大会名誉副会長に平山南国市長、そして副会長に南国市教育長にそれぞれお願いを申し上げる予定でありますので、ぜひその折には御快諾をいただけますよう心からお願いを申し上げます。また、大野教育長には生涯学習課長の中村課長ともども実行委員をお引き受けくださっておりますので、まずもってこのことを御礼を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

このレクリエーション大会の開催そのものの趣旨は、生涯スポーツの推進ということも願っております。平成28年度の事務事業評価を拝見しておりますと、生涯スポーツの推進、普及推進、この取り組みにつきまして評価された記述がありますけれども、普及振興ということの広がり、深まりなどの状況につきまして、まずお伺いいたしたいと思っております。

生涯学習課長お願いします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 総合型地域スポーツクラブまほろばクラブ南国によります多様な種目、体幹強化ですとかフィットネス、あるいはダンスなど、レクリエーションにもつながるものまででございますが、幅広く提供することによりまして競技スポーツ以外の環境づくりが図られたこと、また、地区公民館にまで活動の域を広げ、多様な機会を提供していることで

生涯スポーツの推進が図られているものと考えます。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） これまでの生涯スポーツの普及推進という取り組みの中で、とにかく話題になるのが競技スポーツでの結果であったり、競技スポーツに対する関心の大きさであったりいたしますけれども、今、課長の答弁の中にも競技スポーツ以外のスポーツの推進ということをお答えいただきましたが、同じく評価表の中に生涯スポーツ社会の実現ということで、いつでも、どこでも、気軽に楽しめるということを示してありますけれども、具体的にどのようにその環境は今整っているのか、今後どのような環境の整備をする必要があるのか。いつでも、どこでも、気軽にとということの実現のためにどのような取り組みというか、体制を進めていこうとしておられるのかお聞きいたしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 高知県では、本年3月に第2期高知県スポーツ推進計画を策定しております。スポーツ基本法第10条に規定する地方スポーツ推進計画の策定は努力義務ではございますが、本市でも県計画を参照し、南国市スポーツ推進計画を今年度上半期には策定したく考えております。昨年9月、有沢議員にお答えしたようにスポーツ推進審議会、これは委員を増員予定してまいります、及び庁内の関係各課で成りますスポーツ振興推進本部で議論を踏まえて計画を策定してまいります。

それともう一点、高知県では先ほど申し上げました高知県スポーツ推進計画における重点事業といたしまして、地域スポーツハブという取り組みを始めました。地域スポーツハブは、体育協会、スポーツ推進連絡協議会、行政機関、学校、企業、福祉関係団体などを中心に、総合型地域スポーツクラブを据えて、各事業のコーディネートをしたり、スポーツに関する情報を集約化していくもので、県体協の補助を受け、コーディネーターも雇用することとしております。今年度は、土佐清水市、香南市、四万十町、そして南国市が指定を受けております。まほろばクラブ南国を核とした地域スポーツハブの取り組みが円滑に実施されれば、生涯スポーツの推進に寄与するものと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 生涯学習課長も御一緒でございましたけれども、先般、教育民生常任委員会でも上山市、取手市などへ視察に伺いました。視察の主眼は、可動式椅子のシアター建築についてのことでございましたけれども、自然の中を歩く健康ウォーキングの整備とか、取手市のスマートウエルネスまちづくりなども見聞できましたけれども、本市もこの推奨する、今、

御答弁がありましたスポーツの推進につきまして、何か得るものがあったかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 山形県上山市では、クアオルト温泉療法、ドイツ語のようでございます、それと茨城県取手市で区画整備をする中で、環状道路のような街路がございまして、そこをウォーキングもするように、取手ロードとおっしゃってたかと記憶しておりますが、の取り組みを見てまいりました。

本市でもウォーキングやランニングをする人は少なからずおいでます。コース設定ですとか距離表示、あるいは上山市のように健康マイレージとかいう何らかのポイント付与といったような少しの環境改善で、さらにこういった人口をふやす取り組みができるのではないかと思います。スポーツ推進計画策定の中で議論をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 両市とも生涯スポーツを通じて、健康を掲げる事業の取り組みというのは、市長部局のほうが担当であったように思いますけれども、実際課長は現地で吸収してきたもの、保健福祉センターなどとの総合的な取り組みというのは今後課題になってくると思いますけれども。現状と合わせて視察の見聞されてきましたことを健康領域の担当部署である保健福祉センター所長とかへの協議とか、そのあたりの提案とかいうふうなものは今後どのように進めていければ、より効果的な事業としての成果につながるようなそんなことになるのかどうか、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 先ほど申し上げました庁内各課で組織しますスポーツ振興推進本部、これは要綱を設置して、まだ開催をしてないものですが、これは市民課、長寿支援課、保健福祉センター、ツーリズムのようなことを担当いたします商工観光課などが組織の中に本部委員としてございますので、その中でスポーツ推進計画の策定に向けた論議の中で、健康づくりまで生涯スポーツの領域を広げると申しますか、広い意味で生涯スポーツを捉えて議論していきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 生涯スポーツの推進ということで、庁内の機関もさることながら、実践力としてその一翼を担う立場の方ってということになると、まず真っ先にスポーツ推進委員ということが思い浮かびますけれども、スポーツ推進委員の方々、これもまた事業評価にスポーツ

推進委員連絡協議会との連携共同により、生涯スポーツの充実を図るということを示されておりますけれども。実際スポーツ推進委員の方々と行政、あるいは市長部局も含めてですけれども、このあたり推進役として委員の方々への期待とか現状とかいうものは、どんな状態で振興に当たられておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） スポーツ推進委員の方は、まずそれぞれのお住まいの地区で体育会を初めとする地元の体育活動に御尽力をいただいておりますが、そのほか市のスポーツ行事への参画、補助を行っていただいております。南国市駅伝でありますとか、1月4日の体育初め、あるいは龍馬マラソンなどのようなものがございます。それと別に、スポーツ推進委員連絡協議会として10月に開催いたしますさわやか健康ウォーキング、2月に開催いたします生涯スポーツフェスティバルをみずからの事業として行っております。

また、まほろばクラブ南国のキッズクラブにも月に当番を決めて、補助の業務を行っていただいているように、生涯学習課以外の事業にも幾つか協力をあおいでおる事業がございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） スポーツ推進委員そのものは、教育長がたしか委嘱されるというふうに記憶しておりますので、そのことからしても教育委員会と直結している機関で、くまなく地域の方々へのそれぞれのスポーツ推進委員さんの役割とか活動の状況は思い浮かびますけれども。今、生涯学習以外でもスポーツ推進委員さんの方々へのアプローチというか、そのことがかなうかどうか、既にそういう連携がとられているかどうか、このあたり健康領域の担当部署の保健福祉センター所長にお伺いしたいですけれども、いかがでしょうか。スポーツ推進委員さんとの連携、あるいは健康づくりとかいうような主催事業を通す中で、スポーツ推進委員さんとのスクラムというのはどんな状況でしょうか。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 高木議員の御質問にお答えします。

スポーツ推進委員さんとの連携ということでございますが、現在のところ保健センターのほうでは健康文化都市づくり推進委員会というのを組織しております、その中で事業を取り組んでおりますが、スポーツ推進委員さんとは直接の事業連携というのは行っておりません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 同僚議員の植田議員は、スポーツ推進委員ということで長く実績を持たれておりますけれども、ちょこちょこ彼からの情報をいただきますと、スポーツ推進委員としての活動の状況ということ、少しお伝えいただくことで私自身理解できるかなと思うところでございますけれども。せっかくのスポーツ基本法ができましたのスポーツ推進委員の市町村での設置の義務づけられた役割を担う機関でございますし、それぞれ一人一人でございますので、教育委員会の管轄ゆえに、生涯学習課との直結だけじゃなくて健康領域の部署でのスポーツ委員さんとの密なつながりというもの必要性を痛感いたします。そのあたりは、生涯学習課を通して保健福祉センター部署との情報の中で、必要な推進委員さんの活躍というか、機会が生じることをぜひ願いたいなと思うところです。

第72回全国レクリエーション大会 in 高知の内容に関しまして、続けて質問をさせていただきますが、大会の主な内容は研究フォーラムと種目別全国交流大会でございます。研究フォーラムは39のセッションがあります。その一つ、ふるさとを元気にする人結び、人育てというセッションは、前田議員が当初から取り組まれ、地域の住民の皆様で立ち上げましたチーム稲生の活動を紹介していただく事例発表もセッションの一つとして加わっております。

今回、初めての企画でございますが、日本障がい者スポーツ協会と全国スポーツ推進委員連合のコラボがありまして、ワークショップなど3つのセッションが新設されておりますし、両団体とも主催に加わっていただいております。

そこで、生涯学習課長にお伺いしたいのですが、年齢、性別、障害の有無などに関係なく、いつでも、どこでも、気軽にということをおっしゃっておりますこのスポーツレクリエーションの活動の推進につきまして、どのような取り組みが求められているのか、ニーズ、あるいは把握していることがありましたら、まずお教えいただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 特にニーズを把握しているということではございませんが、先ほど申し上げました2月開催の生涯スポーツフェスティバルでは、軽スポーツ、ニュースポーツというものを毎年やっておりますが、ことしはボッチャという種目を実施いたしました。浜改田のほうから80歳を超えるチームが幾つか、3人組で80歳を超えている方ばかりで構成されておるチームが2つほど出てまいりました。このような誰もが参加できるイベントが開催できればと考えますし、新しく建設されます中央地域交流センターにおきましても、軽スポーツ、レクリエーションができるような施設にということをおっしゃることを昨年有沢議員への答弁でも申し上げておりますので、そういった方向で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 今、ボッチャのことを実例に出していただきましたけれども、ボッチャは障害をお持ちの方と健常者の方々が一緒にこなせる、楽しみが伝わり合える競技の一つだと思っておりますけれども、ボッチャも先ほど申しあげました種目別全国交流大会の中の一つの競技種目として実施をされます。今、県のスポーツ課のほうから県のレクリエーション協会に委託をし、そしてまほろばクラブと一体になって、南国市外ですけれども障害者の施設にいわゆるスポーツの交流の提供ということで、具体的にはバドミントンをその施設に入所の方々が向いてこられて、南国市のまほろばクラブへ登録のシニアのバドミントンの方々と一緒にバドミントンという競技を通じた交流をしているということを御存じだと思いますけれども。このあたりの障害者の方々のスポーツを实践できる機会、これからどのような計画の実現に向けて、現在はシニアの方々とバドミントンの交流ということでの実践が続けられておりますけれども、このあたり障害者の方々へのいつでも、どこでも、誰でもというふうなコンセプトの中での生涯学習課としての捉え方いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） まほろばクラブ南国におきましては、国の指定を受けてやっておるもので、南国市が直接かんでおるというわけではございませんが、活動の内容は承知をしてございます。

障害者だけを集めて何かをするっていうと、南国市の規模で集まるというのはなかなか難しいのかなと部門も競技によってはございます。先ほどの議員のおっしゃった事業は、恐らく南国市在住じゃない方も交えてのものかと思っておりますので、南国市民に限ったということに余らわれず、エリアネットワークっていう事業も平成28年度から始まっておりますので、何か近隣市町村との連携のもと実施できればと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 今、課長が言われたエリアネットワークというふうなことの基盤の中で、障害をお持ちの方々のスポーツの实践できる機会、あるいは交流できる機会というものもこれから頻繁に実現に向けてお取り組みいただけたらと思うところですが、実際、福祉事務所長が障害のことに関しての専門の部署じゃないかと思っておりますけれども、ぜひ生涯学習課との連携の中で、市民のみならず近隣の障害をお持ちの方々の機会づくりについて、あるいはその方々のニーズとか把握されていることがあったとして、そのことの実現のためにどのような生涯学習課とのスクラムというか、加えてスポーツ推進委員の方々へのいわゆる投げかけと

かいうか、援助とかいうか、支援といいますか、そのあたりの構想などお持ちでしたら、また実現に向けての課題などがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 高木議員の持ち時間3分になりました。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 今、少し触れました地域スポーツハブ、これが関係団体との連携をコーディネーターがコーディネートするという中で、地域スポーツ促進委員会というものの中に設置します。そちらには障害者団体や社会福祉協議会の方も入っていただくということで考えております。あくまでスポーツハブのほうで委員の選定はするものでありますが、現在、理事長と委員の誰を委員にするかっていう御相談も受けておりますので、福祉関係の団体者、社会福祉協議会にも当たるということで進めておりますので、その中で障害者ニーズを酌み取り、南国市だけで事業がなかなかこなせない場合は、先ほどのエリアの事業に乗せる、まほろばクラブはエリアのネットワーク事業の事務局もしておる関係で、その連携はとれやすいと思いますので、そういったことが可能であるか今年度検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 生涯学習課はもとより、福祉事務所も健康領域を担当する保健福祉センターも非常に日常的に業務の膨大な事業を推進する中で、でもやっぱり南国市にお住まいの方々のいろんな立場の方々が健康であって、そして交流ということを紹介して、すがすがしく暮らせるということは、健康という心の健康、体の健康というようなことが基板になると思います。このたびそのことをテーマに全国レクリエーション大会が第72回でございますけれども、高知県での開催は72年目にして初めての開催ということで、全国都道府県の中で唯一未開催の県が高知県でございました。そのことでの開催で今回、先ほど申し上げましたように、障害者スポーツ、あるいはスポーツ推進委員、その立場の方々の主催も加わっての大会でございますので、ぜひこの全国大会のさまざまなセッションやあるいは種目別交流大会、この研修の機会などに皆様方に御参加をいただくことをぜひ御案内という形で皆様方への御参加をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうも皆様方ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 11番前田学浩議員。

〔11番 前田学浩議員発言席〕

○11番（前田学浩） 南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗に関する質問に入る前に、少し振り返りをさせていただきます。

地方創生の閣議決定がされたのは、2014年12月27日の年末でございました。翌年の2015年は

どんな年であったか改めて思い出しますと、戦後すぐに生まれたいわゆる団塊の世代の方々が65歳以上の前期高齢者の枠に入り、団塊ジュニア世代が40歳代に入った年です。つまり、この先第3次ベビーブームは起こらないということが決定的になった年でございます。そこからまさに国内では生き残りをかけた自治体間競争が本格的に始まりました。実際に、このまち・ひと・しごと創生総合戦略では、やる気のある地域、事業に対する予算配分でございます。この6月議会前に企画課から配付されました、平成29年度KPI進捗事業評価及び平成30年度方針シートをもとに質問を行います。

質問に入る前にもう一つ触れておきたいことがございます。それは最近よく考えることではありますが、平成の合併を南国市がしていたら、前副市長の暴走はとめられていたのではないかとということです。実際に、高知新聞の事件に関する記事、1月30日付の支局発ニュース深掘りとして、県内のほかの市町村や建設業者にも取材をして、高知新聞取材班としてまとめられたものがありましたが、その中で取材を受けた南国市以外のほぼ全ての市町村担当者は、昔はともかくあり得ない、と見積もりまとめを否定されております。さらに、うちは昔、口頭で業者を指名した事例があったらしいが、異なる役所文化を統合する際に厳しい規則で統一した歴史がある。南国市は……。さらにこの合併については、取材を受けた建設会社幹部も平成の大合併の影響があったと取材に答えられております。

今回、前副市長の件を問いただす質問はいたしません、平成の合併をしていたら、今進んでいる大籾小学校の増築はしていたでしょうか。多分、ほかの地区の小学校統廃合が予測される中で、校区を変えるなどの生徒の平準化が図られていたと思います。また、音楽的なコンサートホールを持った箱物は計画されたでしょうか。多分、それも大籾公民館は改築しても、ほかの地区で既に建設済みの施設を利用していたこととなっていたと思います。それらは容易に判断できます。

財政課長をやられていた市長にお聞きしたいところではありますが、あくまでも仮定の質問です。なので今回はやめておきます。しかし、これから人口減少は急速に進んでいきます。まさに下り坂をおりていく南国市の中で、常に合併をしていたらどうであったかという視点は地方創生においても大切であると思います。

それでは、質問に入ります。

合計特殊出生率であります、これは先ほどの高木議員の質問にもありましたので、簡単に行います。先ほどの高木議員の答弁の中で、企画課長から合計特殊出生率の近年の平均値は1.52であったと報告されました。この数字について、近隣市、高知市、香美市、香南市との比

較の見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 同じく2016年の近隣市の状況といたしまして、高知市の数字につきましては1.49、香南市につきましては1.57、香美市につきましては1.25という数字になっております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 若い移住者をふやしていく件で少しお願いをしておきたいのですが、昨日の13日、高知市で移住促進アドバイザー会議が行われ、私ども総務常任委員会の視察の最終日に伺いましたNPO法人ふるさと回帰支援センターの方がお話をされたようです。私どもも理事長から直接伺いましたが、20代から30代の移住相談が急増しているということですので、南国市としてさまざまなチャンネルを使って、移住者の受け入れにも力を入れ、それを特殊出生率の向上につなげていただきたいと思います。そのためにも、これから述べる地方創生総合戦略の項目ごとの取り組みを力強く進めていく必要があります。

さて、これから具体的な項目とそれぞれのKPI、キーパフォーマンスインジケータについて伺います。いつも質問の中で横文字、片仮名ばかりだとお叱りを受けますが、KPIというふうにそうなっておりますので、お許しを願いたいと思います。日本語では、重要業績評価指標と訳されているそうです。

まず、特産品の育成支援です。ここでは、四方竹など地域農産物の付加価値を高め、特産品づくりを推進することにより、農業所得を向上させる目的があるとされております。

まず質問です。空の駅推進協議会は解散になったと思いますが、その後、結局何もしないのでしょうか。3月議会で執行部から提案された企画のブラッシュアップはされていないのでしょうか、お答えください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） なんこく空の駅推進協議会につきましては、なんこくまほらにつきましては、3月20日をもって閉店をいたしました。また、協議会の事業として四方竹を初めとします商品につきましては残したいという思いで、また自立経営についての検討を行ってございましたけれども、その見通しも立てれないということで、3月23日の協議会の総会において、5月の定例総会において解散することを決定したという次第でございます。4月からは、協議会の事業の清算としまして在庫商品の販売であるとかを行いまして、5月24日の定例総会をもって29年度の決算報告についての承認がされた後、この日をもって解散するということが

確認をされたところでございます。清算の状況としましては、在庫商品については、一部の商品が消費期限切れということで処分とはなりましたが、ほかの商品につきましては全て完売できたという状況でございます。

今後ということでございますけれども、この協議会で今まで取り扱いをしてきました四方竹商品につきましては、今までも加工に携わってきました山形県の株式会社フードプランニングが協議会の事務所でありました商工会2階の事務所を借りまして、高知営業所彩こうちという会社を立ち上げまして、四方竹の商品についてこの彩こうちが直営で製造・販売をすることを予定しております。近くこの会社のほうが市の農協、県園芸連と取扱量について打ち合わせを行うと聞いておりますので、市としましてもその動向に注意をしていきたいというふうに考えております。

その後のブラッシュアップというところでございますけれども、まずこの生産をきちっとつけるという段階の作業を進めておりますので、まだブラッシュアップのところまでは至ってないというのが現状でございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 結果として、市としては見守るということをしていくということで理解をいたしました。この29年度の報告の中で、地域特産品開発事業についてコメント欄に事業利用者が拡大し、販路開拓、拡大事業の件数が伸びていると書かれていますが、これは件数が伸びているだけで、実際に市民に見える形にはなっていないのではないのでしょうか。つまり、市民が通常買いに行く場所に商品が並んでないと思いますが、もちろん数も大切ですが、特産品の育成支援では質も大切だと思います。この点お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 開発された特産品には、さまざまな種類のものがあります。ヤギミルクやゆずたまごのドーナツ、マドレーヌのように量販店を中心に販売されるもの、白木谷の乾燥タケノコ、土佐にんにく塩のように業務用として飲食店等に卸されるもの、ほかにもサービスエリアや道の駅など観光客をターゲットに販売されるもの、直販店をメインに販売されるものやネット販売中心のもの、専門店での販売、イベント販売等、商品により販路もさまざまであり、市民の目に触れる状況になってない商品も多数ありますが、開発者の御努力により、それぞれ商品に合わせた販路の開拓を行うことで、販売数を伸ばしつつある商品もあります。商品の特徴に合わせた販路の確保につきましては、引き続き支援を行ってまいります。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） それぞれ努力されていることは今の答弁でわかろうとは思いますが、後にも触れますが、例えばふるさと寄附につながるような魅力的な、魅力的な商品開発はなぜこの期間でできなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 商品開発の支援制度を活用していただいた商品の中でも、売り上げを伸ばしつつあるもの、また苦戦をしているものなどあります。地域の個人事業主や小規模事業者による特産品開発であり、開発力や生産力など、大手企業の商品開発のようにはいかないかとは思いますが、いずれも商品の開発者が思いを持ってつくり上げた商品であり、魅力的なものがたくさんあります。支援制度を活用していただいた商品の中にも、ごめんケンキャッシュ鍋セット、鉄釜はぶ茶、ドライフルーツミックスや土佐にんにく塩とカツオたたきセットなどを初め、ふるさと寄附の返礼品としてリストに入れさせていただいてる商品が幾つかあり、今後もふるさと寄附を販路確保の一つの方法として利用していただくことで、少しでも商品の知名度の向上や売り上げ増につなげていただければと考えております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 今後も努力していただきたいと思っております。

次に、還元水を活用した生産体制の構築についてお伺いいたします。

ここでは、生鮮野菜に適用される食品の機能性表示制度を活用し、農産物に付加価値をつけブランド化を図るため、民間企業と連携して還元水を活用し、農産物に付加価値を確立し、還元野菜のブランド化を図るとされております。

質問をいたします。

還元野菜の進捗状況と評価の枠には、南国スタイルの次世代型ハウスの還元野菜販売が本格的に始まったので、販売額は飛躍的に伸びたが、その一方で栽培技術のマニュアル化には至ってないと書かれています。なぜでしょうか。栽培技術のマニュアル化ができないということは、ほかの生産者、ほかの野菜について展開できないということも意味してるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問にお答えいたします。株式会社南国スタイルでは、既存のハウスでのコマツナ等の葉菜類と平成28年度に整備した次世代ハウスで、パプリカとピーマンの還元水を活用した生産に取り組んでおります。

販売の状況といたしましては、直販所のかざぐるま市で平成29年12月から、風の市で平成

30年2月から還元野菜としての販売を開始しております。また、日本トリムのユーザー向けの還元野菜セットでの売り上げも含めまして、年間を通した実績ではないものの、平成29年度は240万円という目標に対しまして、225万円の売上高となっており、今後の還元野菜としての販売額の向上には期待ができるものと考えております。

栽培技術のマニュアル化という目標につきましては、実際の栽培方法の違いというものがかん水、散水する水道水や井戸水を還元水に切りかえるだけという余りにも簡単なものであり、現時点で特別な栽培技術マニュアルとしては作成していないという状況でございますけれども、当初に目標としていたマニュアル化というものが必要かどうかも含めて、目標の見直しを検討していく必要があると考えております。

また、県や南国スタイルで行っている実証試験では、冬場のピーマンの育苗でははっきりとした優位さが出たという報告はありますけれども、ほかの条件では差が見られなかったなど、効果に差がございまして、どのような使用方法でどのような効果があると実証できた、とうたうところまでは至っていないというのが現状ではございます。

しかし、日本トリム社でユーザー向けに販売した還元野菜セットに対してのアンケート結果では、多くの方から食感がよい、えぐみが少ない、シャキシャキしているなど好評な返信がいただけているようでございますし、生産者からは収量のアップや生育が早くなる、ネギの根張りが違うなどの報告もあるとお聞きしております。

現在のところは、あくまでも個人的な感覚の違いにすぎない部分が多く、数字として示せるようなはっきりとした効果が上がっていないことが、一般的に展開できていないネックになっている部分かと考えております。ただ、味や食感などには明らかな違いがあるという意見が多数あり、その違いゆえに還元野菜としてのまるごと高知への出品というのも近々予定されているということですので、今後の他の野菜への展開、また一般への普及等含め、地産外商としても期待をできるのではないかなと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） ささまざまな事例を出していただきましたが、これといったものはなかったというふうに思います。

聞きにくい面もございますが、本当に還元野菜をプロジェクト事業として名乗るほどの効果は今も見込めると思っているのでしょうか。還元水に効果があるならば、以前に頑張っていた会社のときから効果は出ていたはずであると私は思っております。

この事業については、県のアクションプランにも上がっている項目だと思いますが、この件

はどのようなアクションプランの会議の中等で話されているでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） ほかの電解水メーカーの事例というお話でございますけれども、そちらにつきましては同様の電解水ではございますが、強酸性水を病害虫の防除に活用されていたとでございます。一方、日本トリム社の還元水につきましては、弱アルカリ性水による生産性の向上、機能性の向上などを目的としたもので、目指す効果としましては異なるものでございます。

また、先ほど申し上げました、まるごと高知での販売などによって、還元野菜ブランドとして外商的に大きなシェアが生まれてくる可能性を秘めた取り組みであることは間違いないのではないかと考えておりますので、今後の実証試験の結果に注視をしながら、目標等の見直しはもちろん必要かと思いますが、プロジェクトとしての支援を継続していく価値というのは十分あるのではないかと考えております。

また、県のアクションプランという御質問でございますけれども、現在炭酸ガス発生器やその制御機器などの環境制御による収量アップを図っていくという次世代農業が県の産業振興計画の中でも特に推進をされているところでございます。本市におきましても、炭酸ガス発生器につきましては、相当数の導入実績があり、普及が図れてきたと言える状況となっておりますけれども、これらの事業では環境制御に係る新技術として電解水素水発生装置につきましても、地域アクションプランで掲げている目標の一つである協力農家をふやす取り組みとしまして、事業の補助対象となる機器に含まれております。しかし、本市では還元水の導入まで取り組まれた方はほかにおられなかったというのが現状ではございます。

アクションプランの中でも課題といたしまして、その効果について全ての品目で実証できていないこと、またPRが十分できていないことなど多々ございますけれども、ノウハウの構築や販売先の拡大などに取り組んでいくこととなっております。先ほど申し上げたまるごと高知での還元野菜としての販売につきましても、アクションプランによる販売先の拡大、ブランド化というものを目指した取り組みの一つとしても支援をするものでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 全体としてはうまくいってないようですけど、大切な価値ある事業ということですので、今後も御努力をしてほしいというふうに思います。

次に、直販所の機能強化でございます。これは、南国市内の直販所を機能強化し、生鮮野菜

ばかりでなく、加工品の開発、販売を促進することにより、農家の所得向上と同時に直販所での新たな雇用を促進するとあります。

質問に入ります。

十市のごとおち市は、ここ3年、年々売上高が下がっておりますが、この芳しくない状況についてどう御認識されているでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問のごとおち市につきましては、旧直販所であるひかり市をリニューアルする形で平成25年度に高知県産業振興推進総合支援事業を活用し、農家所得の向上、地元生産者の農産物出品の拠点となることを目指して開設されたものでございますが、現在の経営状況といたしましては、もう大変厳しいと言わざるを得ません。

南国市にあるほかのJAの直販所と比較いたしますと、規模が小さい、大きい道に面していない、駐車場が少ないなど、立地条件としては決して有利なものではないと思われま。しかし、よりよい店舗づくりや生産者から出品される農産物を優先した販売を行い、十市地域の農業発展には貢献しております。また一方で、運営につきましては、最小限のコストで運営できるように必要経費を見直すなど、赤字幅の縮小、経営改善に向け努力をしております。

市といたしましても、平成30年度の地域アクションプランでも、ごとおち市の売上拡大による農家所得の向上というものを計画に掲げておりますので、県とも連携をしながら支援は継続していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） ごとおち市については、たまに寄らせていただきますけれど、最近春野のトマトが中央にどかんとあつたりしております。もちろん春野のトマトはおいしいわけですが、それほど地域に貢献してるようには余り見えません。ごとおち市にございますパン工房は、一日に今どのくらいつくられているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問のごとおち市のパン工房についてでございますけれども、米粉パン事業ということで取り組んでおりましたけれども、米粉ブレンドであったため原価が高く採算が合わなかったこと、また、メニュー等についての工夫も売上アップまでつながらなかったなどの理由によりまして、平成27年12月に事業を廃止しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 厳しいことも聞かないといけないんですけど、農協は単一農協にこ

れからなっていくようですが、このごとおち市は残るのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 来年の1月から県下1 J Aと体制が変わります。大型直販所とさのさとが高知市にできることもありまして、ごとおち市を含め、今後の各 J Aで運営していた直販所の取り扱いにつきましては、懸念されるところではございます。ごとおち市の現在の経営状況は決して良好ではございませんけれども、人員体制の見直し、人材育成、もうけるための仕組みづくりなどを構築し、高知県産業振興アドバイザー制度を導入するなどによって、今後もごとおち市を地元の小規模生産者の受け皿になれるような直販所として運営を続けていきたいという意向は確認をしております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 今議会で計上されております、かざぐるま市の横にモーニングをメインにした農家レストランを計画されてるということですが、これは近くの例えば喫茶店なんかの民業圧迫にはつながらないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問の今回補正予算で補助金として計上しております、かざぐるま市に隣接した農家レストランでございますけれども、これは県の単独事業である複合経営拠点施設整備事業を活用いたしまして、 J A南国市が直販所と一体的に整備をするというものでございます。

整備の内容につきましては、この事業で直販所かざぐるま市に隣接した形で農家レストランを整備し、あわせてかざぐるま市の加工部門の充実も図ることとしております。そして、この農家レストランのコンセプトでございますけれども、 J A女性部の活動の拠点である直販所と併設することによって、その集荷された農産物を活用した地産地消による調理加工品の製造販売、そしてレストランでもその生産物を活用したメニューを提供していくというところで、地元農産物の試食 P R 等もできるなどの相乗効果によって、集客力の向上を図っていくというものでございます。

また、出品に来られた生産者に朝食、昼食を提供することで、生産者同士のコミュニティーの場となることも大きい目的の一つとしております。現在、早朝に出品が集中していることで、午後になると品数がそろわず、集客効果が上がらないという直販所の課題につきましても、昼食を提供していくことで遅い時間帯での出品量の確保にもつながる可能性も期待しているところでございます。

御質問の民業圧迫にならないかという点でございますが、農家カフェといった形での朝7時から午後2時までという短い時間での営業でもありますので、また提供されるメニューにつきましても、かざぐるま市に出品された農産物を中心とした地産地消メニューの提供ということでもございますので、影響はないとは言えませんが、大きい影響ではないのではないかと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） なの市のなのカフェは現在休業中で、今月末に再開と聞きますが、どういう状況で休んでいたのでしょうか。続けてします。また、なのカフェ用の施設を使って、これもモーニングを提供するレストランのようなものに変えていくらしいのですが、先ほどのかざぐるま市の横の農家レストランとともに、私は民業圧迫になると思うんですけど。なぜここはならないというふうに答えられるのか、よく先ほどの答弁ではわからなかったんですけど。2つのモーニングを出す農家レストラン、農家カフェのようなものをつくって、民業圧迫にならないのでしょうか、再度お答えください。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問のなのカフェにつきましては、平成25年度にJA長岡が高知県産業振興推進総合支援事業を活用いたしまして、直販所のなの市に隣接した形で一体的に整備をした飲食店ということでございまして、地産地消となの市との連携というのは掲げておりましたけれども、農家レストランという位置づけではございません。

また、運営につきましては、開設当初より株式会社なの工房がなの市とともに運営をしておりました。しかし、その経営状況が厳しく、運営主体であるなの工房が直販所の経営に注力するというので、経営の立て直しを図るということで、収益性が困難であったカフェ部門を平成30年1月に一時閉店といたしました。しかし、現在、高知県の産業振興アドバイザー制度を活用し、新体制に即した具体的な事業計画、資金繰り計画の見直しを行い、経営改善に努めていく中で、飲食店の営業につきましても再開すべく取り組んできたところですが、店内のリニューアル等を行い、今月末はプレオープンということで、来月頭には地元野菜を中心としたカフェ兼食堂として再開する予定となっております。再開に当たりましては、株式会社なの工房とは別の事業者運営主体に変更し、営業していくということになっております。

なのカフェは、補助金を活用して整備した施設ということでございますけれども、運営主体といたしましては、民間の事業者でございますので、なの市の地元野菜の活用といった地産地消というコンセプトは外すわけにいかないというのはもちろんでございますけれども、一定採

算性を上げていくための努力、収益性を求めるということは必要と思われまますので、これは民業圧迫にまでは当たらないのではないかなと考えております。

また、先ほどのJA南国市の農家レストランにつきましては、民業圧迫という面では影響はないとは言えないんですけれども、あくまでも地元の生産者のコミュニティーの場であるとか、女性部の活動の拠点としての位置づけが大きいということで考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） これもまたいろいろ御説明していただいたんですけど、なんか本来の設置目的を簡単に変えて、モーニングをメインにするレストランなどつくって、私には民間をいじめているというふうにはしか思えません。もっと知恵を出して、加工品づくりを真剣にやるなら、そこでもっと知恵も出して汗もかかないといけないというふうに思います。

地方創生事業は、民業を圧迫することではないと思いますので、この点強く留意を促しておきます。

次に、農業基盤整備についてお伺いたします。

これについては、昨日高知新聞にも出ましたが、南国市の大変おくられている農地の基盤整備を国営ほ場整備事業を取り入れ、効率的な生産体制を整えることを目的にしております。

私も実は推進委員をやっておりますので、この辺大変危惧をしております。改めて話を整理する上で伺います。当初、調査範囲を20地区642ヘクタールから17地区610ヘクタールと縮小をいたしました。まず昨年度の3月末での仮同意率と仮同意総面積をお伺いたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 前田議員さんにおかれましては、稲生地区のほ場整備委員会の委員長といたしましても、仮同意徴集に大変御尽力をいただきまして、ありがとうございます。国営のほ場整備事業につきましては、昨年度が地区調査の2年目ということでございましたけれども、昨年12月から3月までの期間で仮同意徴集を行いました。その結果、3月末の仮同意の同意率といたしましては88%という結果でございました。また、その面積につきましては540ヘクタールとなっております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 今年度に入って県庁の職員さんとか市の職員さんで、我々が同意いただけなかったところを説得に回っていただいておりますが、直近での仮同意率と仮同意総面積をお伺いたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 4月以降の未同意者の対応につきましては、今、前田議員さんがおっしゃられましたように、それぞれのほ場整備委員会のみでなく、事業についての御理解をいただくために行政がしっかりと説明していくことも重要であるといった面から、市職員に加え、県からも基盤整備に精通した職員の応援をいただいて、未同意者を訪問し説得を続けているという状況でございます。

現在の同意率といたしましては約92%となっております。また、その面積につきましては568ヘクタールでございます。そして95%を超えている地区は現在7地区、90%以上の地区も6地区と、全17地区中13の地区で9割以上の同意をいただくことができ、一定可能性が出てきたという感触はございますけれども、5月末での目標としておりました95%には依然届いていないという状況でございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 私どもの稲生地区もほぼ同じような仮同意率ですので、イメージとして大体想像できます。私が懸念をしているのは、歯抜けになったエリア、これが全て事業範囲から外れますと、これまで仮同意をいただいた中で、そうであれば同意する意味がなくなり仮同意を取り消す、といった方がひょっと出てくるんじゃないか、ひょっとじゃなくて、これ出てくるんじゃないかと思うんですけれど、そのあたりの対応は現在どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） ほ場整備の事業計画を立てるに当たりましては、その地区の同意の状況というものが、整備構想図を描けるような状態となっているということが必要となってまいりわけですけれども。地区として高い同意率となっておりますも、未同意者の土地がモザイク状となっている場合につきましては、その部分を道路、水路で区切ったブロックごとに除外しなければならないという箇所も出てくる可能性はないとは言いきれません。6月末の結果を持って判断することとさせていただきますので、現在のところははっきりとした対応策としては申し上げられない状況でございます。しかし、仮同意を徴集している今の段階で、モザイク状とならないよう100%の同意率を目指して、粘り強く説得を続けていくしかないと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 先ほどの答弁の中で、13地区が9割を超えているということであったと思いますが、南国市内のほかの調査対象地区で、仮同意が少ない地区がほかあると思います

けれど、極めて低い地区もあるというやら聞いておりますが、その地区が全てやめて、またほかの地区も先ほど言ったような歯抜けのエリアが反対に回ったりした場合、事業目標であるK P I、重要業績評価指標である600ヘクタールは満足できるのでしょうか、お伺いします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 現在の同意率といたしましては92%となっておりますけれども、現在17地区の中で90%に届いてない地区が前田議員おっしゃられたように4地区ございますけれども、事業への取り組みはやめるということは念頭になく、着工を目指して取り組んでいくとお聞きをしております。

しかし、先ほどの質問でも申し上げましたように、現在は多くの地区で未同意の方の農地が大なり小なり点在している状況であり、100%を達成しない以上は一部除外となる可能性は否定できないという状況でございます、どちらにいたしましても、これからの南国市の農業振興のためには不可欠な事業であると考えておりますし、そして何よりも、これまで多くの地区で9割以上の同意をいただいて、期待もされている事業ということでございますので、南国市としてこの事業を諦めるという選択肢はございません。着工を目指してやり切る以外はないと考えております。確かに今現在、残っている未同意の方につきましては、強固に反対されてる方が多数でございますし、それぞれの地区のほ場整備委員会の委員の方々におかれましても、仮同意徴集の期間が大変長くなりまして、御苦勞をおかけしているということも承知はしておりますけれども。総合戦略の中でK P I 600ヘクタールということで挙げておりますけれども、現在の610ヘクタールから小さな面積の一部除外についても、できる限り減らさないように引き続き事業の着工を目指して、事業への御理解、御協力が得られるよう委員会、市、県の力を結集して、粘り強く説得を続けていく以外にはないと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 着工が1年おくれたことは決定されましたが、この件について地権者には報告されていない、個別の報告はされていないと思いますけれど、この報告についての方法とかは協議されたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問にお答えします。各地区のほ場整備委員会に対しましては、委員会の開催などによりまして、随時御報告もしながら引き続き仮同意徴集にも当たっていただいておりますので、周知はできているかと思いますが、一般の地権者の方ということにつきましては、昨日の新聞報道によって、事業について大変不安を感じられた方も多くおられ

るのではないかと感じております。しかし、現在のところ、今月末の仮同意の結果をもってどのように判断されるのかということにつきましては示されているものがなく、お答えができないという状況でございます。予定どおりの平成31年度の事業の着工ができなくなったということ以外は、着工自体の可能性、一定地域の範囲につきましてもお答えができないというところでございますので、着工の可能性等、一定の方向性が定まった時点での周知がタイミングとしてはよいのではないかと考えておりますけれども、ほ場整備委員会の御意見もいただきながら、その方法、時期につきましても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） この報告については、地権者に誠意ある対応を求めますので、よろしくお願いいたします。

次に、副市長に伺います。私は以前の議会の質問で、農協の協力は極めて少ないと申し上げ、具体的に協力の中身まで要望しておりましたが、その後農協の協力はどのようにありましたでしょうか。私がこの間農協の広報を見ておりましたが、ほ場整備に関することはわずか1行半の文字しかありませんでした。見過ごしなら謝りますけれども、現在の農協の協力についてお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 農協の協力についての御質問にお答えいたします。

確かに前田議員から農協さんの協力が少ないよということで、それを受けて長岡農協の金堂組合長、そして南国市農協の高田組合長、応接にお越しいただいて仮同意についての徴集が非常に低い、その点についての御協力も一緒にお願ひしたいということでお願ひしました。そして、農協組合長さんは個々にどれだけの仮同意がもらえてないのか、反対者のリストまで見せて、その方にどういう形がとれるかというところでアドバイスをもらうということで、御協力はいただきました。

そして、前田議員の言われる市民の方に見える協力体制というところでは、一定農協さんにお任せしたんですが、余り見えてないのは現実だと思っております。ただ、営農指導員さん等の方とともに営農計画をつくる、そちらの辺では相当力を入れてもらっておりますし、個別に同意をいただけない方には各地区で営農指導員さんに御協力がいただけないかということでも投げかけはしております。ただ、現実として余り言われたようにペーパー的な目に見えるものでは成果が得られてないというのは、残念な結果になっているというのは現実だと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） この事業は、農家の所得向上のためにするものであって、農家の所得向上というのは農協の事業の柱でもあると思います。我々地区委員は、国、県、市からも100%に近い同意率が求められていると思って動いているわけです。

改めて副市長にお伺いしますが、南国市としてこの事業に対してのこれからどう踏ん張りをしていくのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 以前から申し上げております南国市の農業、これから国営のほ場整備を行うことによって稼げる農業の確立、営農体系の整備、それは第一課題、命題であると思っております。それにはこの前もお答えいたしました、農協がこの国営のほ場整備事業とともに動きがなければ、この農協には未来はないよとまで申し上げた経過があると思います。

これからたくさんの次世代クラスター事業等導入しながら、国営のほ場整備とリンクして、各南と北で営農計画をつくって、それぞれの土地に見合った土地利用計画をつくって、営農計画をつくって、稼げる農業体系をつくる。このシステムは、ぜひ国営のほ場整備事業で仕上げていきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 司馬遼太郎は晩年の著書で、土地と日本人という対談集がございますが、司馬遼太郎は日本は土地を公有にしなきゃどうしようもないと思う。農業問題も何も解決が不能だと思うね、と述べられております。

私も農家でなく、この事業について推進員として市内の方、また市外の方でたくさんお会いしたんですけど、結局は農家でない私が言うのもなんなんですけれど、志を高く、また自分のことだけじゃなくて南国市全体、また日本の農業をどうするかということを考えてもらわないとどうしようもない。司馬遼太郎の言ってるとおりになる。

それで私4月に、実は中国上海に5日間いたんですけど、中国はいいのか悪いのかは別に置いて、もう土地の問題はほぼないわけです。だから、土地に関する問題はなく、政府の考えているとおりになっている。それと光化学スモッグもないし、電動バイクが走って車はほとんどハイブリッド、もう中国なんかは完全負けたなと思ってるんですけど、言いたことは上海のことじゃないんですが。ここで農家さんの志を見せていただかないと、この事業はやばいやないかなと本当に思っておりますので、私もできる範囲はしますけれど、あとフォローをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、地域コミュニティーの強化、ここではふるさと寄附金についてお伺いいたします。この項目の目的は、ふるさとへの愛着、ふるさと愛の醸成を促し、ふるさと寄附金を呼びかけるとともに、地元特産品の購入意欲を高めるとあります。ふるさと寄附金の呼びかけは十分でしょうか、まずお伺いをいたします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 現状、寄附件数は減少しておりますので、呼びかけ、いわゆるPRは十分ではないというふうに感じております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 総務省からの通知もあり、今後より寄附金も少なくなっていくと思いますが、このシートを見ますと30年度の目標が8,000万円で31年度の目標額は1億5,000万円のままでございますが、これは我々はどのように解釈すればよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 御存じのように総務省の通知によりまして、昨年11月から、返礼品の割合を寄附金の3割に引き下げております。このことによりまして、引き下げ前に比べ一定寄附の件数が減少しておりますが、今回目標設定に当たりましては、引き下げ前の返礼品が同じであれば寄附金の額が約1.5倍に上がるということになります。30年度につきましては、件数は3割程度下がっても、平成29年度と同額は確保したいということで8,000万円の目標を立てております。31年度に向けましては、当然財政課としても取り組みを強化するということもございます。

これによりまして、特産品の充実によりまして、29年度の件数からいくと25%増を目指すものでございます。ちなみに、29年度は28年度から比べても、件数的にはかなり半減しておりますので、それを少しでもカバーしたいというふうな考えで、金額的には1億5,000万円というふうにさしていただいております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） その目標の設定についてですけど、私は、ざっと見て30年度の目標は5,000万円程度が妥当じゃないかなというふうに思っております。地方創生総合戦略に関してKPI、重要業績評価指標に対する真剣さも大切だというふうに感じます。

ふるさと寄附金の30年度以降の方針の中に書かれているんですけど、特産品を通して南国市の魅力を発信し、南国市の支援者をふやすことにより、ふるさと寄附につなげていくとありますが、この中にアクションはどこにあるんでしょうか。私は35年ぐらい前から企業人として

P D C Aを学び、日々改善と戦ってきたわけですが、その私から見れば、このようなP D C Aの認識では地方創生は相当無理だというふうに今回改めて思いました。

再度お聞きしますけれど、先ほどの30年度以降の方針の中のこの文言の中で、アクションはどれに当たるんでしょうか、お伺いたします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 本市には全国的な知名度が低いものの、魅力のある特産品が多くあります。そうした商品を全国に紹介し、販売促進につなげることにより、結果として本市のふるさと寄附金につながると考えております。

平成26年度には、メロンマンゴーなどがマスコミに取り上げられることによりまして、寄附が急増いたしました。近年はそういったこともなく減少に転じる中で、あくまでも魅力ある特産品の発掘が改善、いわゆるアクションというふうに感じております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） P D C Aサイクルを回すということは多分御認識、また理解できてないと思いますけれど、例えばこのふるさと寄附金を集めるような事業でありましたら、閲覧者数とか、他市町村の動きも見ることができると思うんです。それらを短期間、例えば3週間ぐらいで見直して作戦を立て、商品のラインアップを変えられることができるのなら変えるなどして、対策を立てていかないといけないというふうに思います。この小さな改善を続けていく、これがP D C Aサイクルの回し方だと思います。ふるさと寄附金を多く集めているところは必ずそうしていると思います。

ここに書かれているのは、単なるアニュアルレポート、1年間の総括、単なるアニュアルレポートであって、上枠にあるP D C Aの意味が私にはわかりません。先ほども言いましたように、全ての項目そうなんですけれど、プラン、ドゥー、チェック、アクションというのが見えてこないんです。だから先ほど来ずっと言ってるように、答弁の御説明はわかるんですけれど、これが全てのP D C Aサイクルに回ってない、なぜか。データ収集と解析をしてないし、その問題点である要因分析もされてない。つまりP D C Aサイクルを回すためのQ C七つ道具なんかも使っておられないと思うんです。

企業人と市役所の職員の方では、いろいろやり方で違う面はあるかもしれないんですけれど、ここでP D C Aというふうに書かれてるのであれば、先ほど言いましたようにデータ収集、解析もして、なぜだめだったのかの要因分析もして、それでチェックの次にはすぐアクションじゃなくて、もう一回、D、ドゥーに返してそれで再度チェックをして、最終的にアクションに

つなげる、これがP D C Aサイクルです。もうちょっと勉強していただきたいというふうに思っています。もうちょっと聞こうかなと思いましたが、やめます。

次、新たな集落活動センターの設立についてお伺いします。

ここでは、新たな集落活動センターの設立に向け、県と連携を図りながら地域の実情と特性を生かした組織の確立を目指して、地域住民と共同して取り組むと書かれております。新たな集落活動センターの設置には少なくとも1年はかかると思いますが、その見込みはあるのでしょうか、担当課長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 集落活動センターにつきましては、長岡西部地区に平成28年7月から集落支援員を配置をしております、地域内での活動の連携、協力体制の確立を目的とし、地元の青年団を中心として民生委員、各集落代表、婦人会等が加わりまして、連携協議会の立ち上げの合意がされたところでございます。

長岡西部地区では、子供会の交流レクリエーションの新規開催でありますとか、集会所単位での炊き出し訓練を合同防災訓練プログラムとして統合して実施するなど、多世代間の交流、集会所間、また集会所と自主防災組織間の連携が進んでおるところでございます。今後は、健康体操に加えまして、サロンの実施も検討をしておるところです。

これからこの連携協議会におきまして、活動計画また資金計画等について話し合いがされることになっておりますので、市としましても、集落活動センターの設立を視野に入れまして、これからも考えていきたいと考えております。また、中山間地域につきましても、引き続き住民の意向を聞きながら、設立に向けて可能性を探っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） ぜひ頑張ってくださいと思います。

先週のNHKのガッテンで非常に興味深い内容をやっておりました。それは人と人のつながりにより健康維持ができるという内容の放送でございました。そこでは、健康寿命を延ばすために最も効果的とされるのは、禁煙よりも、運動よりも、肥満解消よりも、人とのつながりをつくるのが大切だと言われ、人とのつながりが少ないことは、心臓病、認知症、筋力低下を引き起こし、結果として早死にのリスクが50%高まるというアメリカの調査結果が発表されるなど、体の衰えを加速させる最大の要因ということがわかってきたそうです。

イギリスでは、今年度1月に孤独担当大臣も誕生されて、国を挙げて対策に乗り出したとい

うことです。もちろん体操などをするのは大切なんですけれど、それよりももっと大切なのは人とのつながりの場をつくることです。健康の社会的決定要因を探求する社会疫学によって多くの研究がされておりますけれど、これは長野県や静岡県でもほぼ同じことが言われております。企画課長にはずっと前からお願いしているんですけど、そういった集落活動センターを、なんて言うんですか、県の方いないので言いますけれど、特産品開発とかそういうのではなくて、もっと敷居の低い単なる人の集まる場でいいと思うんですよ、いいんです。だから、僕がいいと言ってるんじゃないくて、アメリカの研究結果も出てるし、静岡、長野でも同じことが言われてるわけなんです。だから人と人のつながりをつくる場でいいんです。これは将来予測されている南海トラフ地震でも同じことです。

この間、びわもも祭りで6年生の人未来防災センターの報告がありましたけれど、ふだんから仲よくしていこうということが大切らしいです。だから、いろいろな項目をつくるということよりも、人と人がつながる場をつくれれば、それでいいんです。だから、あとは市民に考えてもらえればいいし、また考える場をつくるのが行政の仕事だと思うんです。

最近よく言われてるのは、市役所は従来サービスプロバイダーであったというふうに思うんですけど、これからは行政の職員さんに求められるのは、プラットフォームビルダーにならないといけないというふうに言われてるってことをよく聞きます。プラットフォームビルダーというのは、プラットフォームですから集まる場をつくるビルダーですので、つくることをしないとイケない。

だから繰り返しますけれど、集落活動センターの立ち上げで、いろんなことをやらないといけないというふうに住民の人も多分考えてると思うんですけど、実はそんなにいろんなことをやる必要はなくて、週に1回ぐらい集まって、あのおばさん最近どうしゅうというようなレベルでいいと思うんです。だから、病院でのサロンはまさにそんな話をしてるわけで、病院のサロン化じゃなく、公民館とか集会所のサロン化をする。だから、新たな加工品場をつくる必要は僕はないと思っておるわけです。

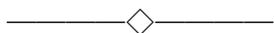
それと、最終的に市民、住民の方のセーフティーネットをつくるのは、補助金でも何でもなくて、よりよい人間関係をつくるのが究極のセーフティーネットだと思うんです。だから、それをすればいいと思いますので、余り大それた企画は、何回も言いますが必要なくて、もうちょっと簡単に考えて取り組んでもらいたいと思います。それは繰り返しますけれど、多くの社会疫学の中で既に出てる結果であるし、静岡県とか長野県でも出てることですので。

最後になりますけれど、今回地方創生の報告書を見せていただいて、いろいろ文句も言いま

したけれど、もう少し知恵を出して、汗をかいてもらって、取り組んでいただけたらというふうをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 10分間休憩をいたします。

午後2時25分 休憩



午後2時36分 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。21番今西忠良議員。

[21番 今西忠良議員発言席]

○21番（今西忠良） 一般質問の初日4番目の登壇になりました。社民党の今西忠良でございます。お疲れのところでございますけれども、いましばらくおつき合いを願いたいと思います。冒頭に一言述べさせていただきます。

一昨日、6月12日に歴史的な対面、アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩労働党委員長との米朝会談が行われました。今後も紆余曲折はあるでしょうけれども、世界で唯一残っていた東西冷戦構造が終えんを迎えれば、この会談はまさしく歴史の転換点にもなるのではないのでしょうかとそう感じました。

それでは、1項目の公共交通行政についての質問に入ります。

社民党と旧民主党時代に交通基本法として、何度となく国会に立法化を目指して上程をしましたが、その都度廃案となり、その後やっと交通政策基本法として成立をし、平成25年より施行の運びとなりました。内容につきましては、国民等の交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保及び向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担及び有意義かつ効率的な連携、連携等による施策の推進、交通の安全の確保といった交通に関する基本的な理念がこのとき定められました。交通に関する施策について、国や地方公共団体、交通関連事業者、交通施設の管理者及び国民等の責務を明確にしたものであります。

これらを受けて、本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持向上を目的に、平成26年一部改正をしました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定をされる法定計画、それが今進められています地域公共交通網形成計画であります。まず、計画の策定に当たりまして、その背景と位置づけについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 今西議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

本市におけます公共交通政策につきましては、平成24年3月に策定をしました生活交通ネッ

トワーク計画に基づき、中山間地域へのデマンド型乗り合いタクシーの導入などの事業を進めてまいりました。しかし、この間、県内路線バス会社の統合によるとさでん交通株式会社の設立や路線バス乗務員のなり手不足の問題など、従来からの利用者減少という課題のみではなく、本市の公共交通を取り巻く状況は大きく変化をしてきております。

現在、策定中の南国市地域公共交通網形成計画は、これらの公共交通を取り巻く課題への対応とあわせて、本市の地域戦略に整合するものとして、将来にわたって持続可能な公共交通の実現に関する基本計画とするものでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、この計画の期間、ことし2018年度からということが始まりなんですけれども、今後その取り組みや進め方等についてはどのようになりますか、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） この地方公共交通網形成計画につきましては、昨年度から計画の策定作業を進めておまして、現在、素案まで作成をしておるところでございます。6月の末に最後の交通会議を開催をしまして、現在パブリックコメントも実施しておりますので、そちらの意見も反映させた形で、こちらの計画の策定とさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） それでは、これを策定するに当たりまして、地域の現状、とりわけ南国市の人口の動向等はどのように捉えられているのか。そして、これから地域の公共交通の現状とこれからの利用状況についての展望含めて、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 公共交通の地域の現状と人口動向ということでございますけれども、過去5年間では人口が2%減少する一方で、公共交通の利用者に関しては、市内路線バス3路線につきまして、またJR、土佐くろしお鉄道、路面電車とも増加ないし維持で推移をしておるところでございます。また、26年10月から中山間地域全域で運行となりました乗り合いタクシーにつきましても、利用者は増加傾向にございます。

まず、現状については以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） これからの取り組み、地域の状況等についてもお聞かせをいただいた

わけですけれども、これを進めていくに当たって、やはり上位の関連計画等との整合性も図っていかなくては、うまくマッチをして進めていかれないと思いますが、そのあたりはどのように進めていかれるのか、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 地域公共交通網形成計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく法定計画でございますが、同法によりまして市の基本的な将来構想やまちづくりの基本方針との整合が求められております。

本市におけます地域公共交通網形成計画の策定におきましては、南国市総合計画、都市計画マスタープランと整合するものとして、また同時期に策定をしております立地適正化計画とはまちづくりの両輪としまして、特に整合するものとして策定を進めているところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 続きまして、公共交通に対する住民のニーズや利用実態については、どのようにお考えでしょうか、お聞かせをください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 計画策定におけます市民アンケートの調査の結果などからは、市民の通勤・通学につきましては、主に鉄道・軌道が利用されております。また、路線バスにつきましては、主に買い物や通院などに利用されているという傾向でございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ニーズや利用実態についてお聞かせをいただいたわけですけれども、これを進めていく上での中心的な役割を持つのが地域公共交通会議であります。この会議の果たす役割はどのようにお考えでしょうか。また、この会議でのまとめや提言は十分に市民ニーズに答えていけるものになるのか、そのあたりについてお示しください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 南国市地域公共交通会議は、市長を会長としまして、行政における公共交通及び道路管理の分野において、国・県の担当部門、県警、住民代表、学識経験者、そして鉄道・軌道・路線バス・タクシー事業者といった幅広い分野からの委員で構成をされております。

公共交通の運行は、規制やその影響が多岐にわたるものでありますことから、各分野からの協力をいただき、市民の移動ニーズに関しまして、実現可能な範囲で適切に協議をいただいて

おるところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。市民の移動のニーズに関して、実現可能な範囲で適切な協議をして進めていくということですので、ぜひよろしく進めていただきたいと思います。

次に、市内バス路線の再編についてでありますけれども、ことし10月から再編見直しが始まるわけですが、その計画の内容等についてお示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） この南国市地域公共交通網形成計画の策定とあわせまして、本年10月には市内バス路線の再編を予定しております。具体的には、現在、高知刑務所を出発しまして高知大学附属病院を経由して高知市の鏡岩に至ります蒲原～鏡岩線、これにつきましてデマンド型乗り合いタクシーへの移行を予定しております。

そして、高知大学附属病院を出発しまして、岡豊町、大津バイパスを経由して高知すみづき坂に至ります医大病院線、これにつきましては一部デマンド型乗り合いタクシー化を予定しております。また、市内バス路線の統合再編を予定しております。具体的には、市内バス路線の統合再編につきましては、市内路線であります医大～久枝線、植田～JA高知病院線、前浜～JA高知病院線、幹線であります高知駅から十市また後免町線、この4路線を従来の3路線分の乗務員で賄う必要があることから、各路線とも従前の便数よりも若干減便を予定しております。

利用者には御不便をおかけすることがあるかと思いますが、路線バス乗務員の不足が大変深刻な状況にある中、いたし方ないという点も踏まえて御理解をいただきたいと思います。なお、このデマンド型乗り合いタクシーへの導入につきましては、1月に岡豊地区の利用者を対象とした説明会を開催しております。また、市内バス路線の再編につきましては、影響の大きいと思われる十市地区の利用者を対象とした説明会を6月23日に実施する予定としております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市内バス路線の再編見直しについてお答えをいただきましたけれども、岡豊町の蒲原団地や医大病院から高知市内へ直結するバス路線は、これからバスとデマンド型の乗り合いタクシーが併用になるわけで、デマンドタクシー運行によって、岡豊町の常通寺島から中島集落は少しカバーはできるという程度にはなろうかと思いますが、肝心なのは、

J A病院と医大病院への直結市内バス路線も経路を変更で、若干不便にもなってもきますし、特に高知市内から十市経由で後免に来る便も出発地点が変わるわけですし、南国市内で経路変更となります。

こうした南国市内の4路線とも利用者ニーズから見たら、少し十分でないというふうにも思うわけですが、このあたりデマンド乗り合いタクシー等で補完をする、補充するという考え方についてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 先ほど再編の計画ということで御説明させていただきましたけれども、今後の本市の公共交通を展望する上では、路線バスを初めとしまして、運輸業界全体で進んでおります乗務員不足の問題をどうクリアするかという問題が非常に大きくなっております。特に、先ほど再編ということで御説明をさせていただきました市内バス路線を担っております、とさでん交通株式会社での路線バスの乗務員不足は深刻な状態でございます、この平成30年10月からの1年間の運行については、維持していただけるということで対応をいただいておりますけれども、来年度、平成31年10月以降の運行については大変厳しいという御返事をいただいておりますのでございます。

このような状況の中で、31年10月以降の本市の公共交通について、その維持をどう図っていくかということが第一の課題になってまいります。対策としましては、路線バス事業者以外にも公共交通路線の担い手となることが可能となりますように、市が道路の運輸法上の登録を受けた上で、タクシー事業者、ほかのバス会社になるかもしれませんけれども、そういう担い手に運行を委託するという形態を持って、いわゆるコミュニティバスという形で路線を運行するという形も視野に準備を進めておるところです。

あと、利便性の部分につきましては、それぞれ地域の移動需要というのがありますので、それに市としてどう対応していくかという部分については、また個別に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。なかなか運行形態を維持するというのは大変厳しい、乗務員不足のお話も出たわけですが、ことしの10月はまだ残っていくわけですが、先ほどの答弁の中にありましたように、とさでん交通との受託というか、その分は来年の9月が一つの区切りになるという答弁だったようですけれども。これから自前での交通確保が求められるということで、現在今度の見直しについても、現状はやはり既存のバス路

線をベースにしたものにしかならざるをなかなか得ない、それは補助金から幹線バス運行の関係もあったと思いますけれども。これからは市役所なり、中心市街地、そして医療機関、そして空港から後免中心街なり後免町、後免駅という部分、それから十市パークタウンからやはり医療機関、それから南国市内中心部への移動手段の確保が一番大事だと思いますし、そのニーズにどう答えていくかということと。同時に観光面から見てもそうですし、人の交流促進には欠かせない移動の手段となりますので、この5年間の計画の中で、早い時期、早い段階での実現を展望していかなくてはならないと思いますが、あわせてお願いをしたいと思いますし。先ほども少しお答えがあったんですけども、生活路線の維持確保については、市民のニーズというか、今までのバス路線中心から脱却をする道を早い段階で探っていく、その展望が大事だと思います。そのあたりについてもう一度お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） いろんな市民の利用者のほうからの御要望がございます。先ほども議員のほうからお話がありました市の周辺部から中心部への住民移動に係る公共交通の保障という部分については、現在、策定中の立地適正化計画において定めます集落拠点から中心部への路線の確保をまず最優先に、新規経路の運行も含めて検討を行っておるところでございます。

また、大型バスでは運行ができなかった集落近くの狭い道路の運行、また市街地での施設経由も可能となるように、現在運行しています路線バス車両よりも小型の車両を導入することも現在検討しておりまして、これを進めることによって、一定の利用の利便性を高める方策を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

それでは少し福祉政策面からの交通対策ということで、お聞きをしたいと思うんですけども。制度や性格は違う面もあるわけですけども、福祉政策から捉えた市民の交通、足の確保ということは、今進めています地域公共交通網形成計画に連動し、あるいは連携をして取り組みを進めていくということは非常に大事だと思いますし、そうした意味で福祉面からの施策へ盛り込んでいくというか、そこらあたりの基本的な考え方をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 今西議員さんからの福祉政策面からの交通対策ということでございますが、福祉事務所では重度の障害者の方に福祉タクシー券や福祉給油券の給付、障害者

サービスとしては移動支援事業などを行っております。

新たに平成30年度からは、週1回ではございますが、社会福祉協議会に委託し実施しております。あったかふれあいセンター事業において、自宅からの送迎付で独居高齢者の集いを開催しております。要介護認定を受けていない独居の方で、自立はしているが頼れる人が近くにいない、交通手段を持たない等、いわば制度のはざまにいる独居高齢者を対象としています。

集いの内容の中には、マイクロバスでの近くのスーパーマーケットへの買い物の支援も行っております。そのほか、あったかふれあいでの集いや介護事業でのサロンでは必要に応じ、買い物等の支援も続けております。

このように規定の福祉サービスの中に入らない、制度のはざまを埋めるサービスをどうしていくか検討の時期に来ていると感じております。地域の福祉の担い手である全ての社会福祉法人にも、本来の事業の実施だけでなく、地域貢献が求められており、何ができるか検討が始まっております。行政だけでなく、住民、そしてさまざまな福祉関係機関が協力し、移動手段を持たない高齢者などの孤立を防ぐ手だて、移動手段の支援をどのように行っていけばいいか、公共交通との兼ね合いも含めまして、今後は企画課、長寿支援課などと一緒に検討を続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 福祉事務所長のほうから福祉政策、介護予防やあったかふれあい事業、いろいろな形で交通手段が必要なわけで、実際いろいろな形で動いてますし、この新しい公共交通網形成計画の中に連動する、盛り込んでいく、そういう進め方をお願いをしたいと思います。

次に、コミュニティバスあるいは地域バス等についても先ほど企画課長の答弁の中にもございましたし、コミュニティバスに制度変更するような形の思いがあればお答えを願いたいと同時に、先ほど来、いわゆる事業者の要員不足が今日こういう結果も招いているという実情があるわけですが、処遇改善の制度化とあるいはこういう面については、行政サイドとしてもいろいろな形で取り組まれてきてると思います。そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 繰り返しになりますけれども、乗務員不足というのは運輸業界全体に及んでおります。この状況から本市の公共交通を将来どうやって維持していくかという点につきましては、まず乗り合い運行のこの運転者をどのように確保できるかというのが大きな課題になってくると考えております。これに対する要員不足への対策といたしまして、民間路線バスの乗務員不足のまず背景というところでございますけれども、公共交通利用者の減

少による経営の悪化が人件費を押し下げて、待遇の低下により人材が業界を敬遠するという事になったという事情がございます。

その対策としまして、とさでん交通株式会社におきましては、常時採用募集というのに加えまして、社員の大型二種免許の取得費用の助成制度の創設、また高校生採用に取り組むなど実施をしておるところでございますけれども、高齢化する従業員の退職者数には届かず、乗務員数の改善には至っていないというのが現状でございます。こうした状況の中、高知県や県内運輸業界団体が中心となりまして、本年度設立をされました高知県運輸業女性活躍推進実行委員会におきましては、女性従業員の割合が低いこの運輸業界への女性の就労を後押しすることが目指されるなど、乗務員のなり手不足の解消については、官民上げた取り組みが推進をされておるところでございます。

本市におきましても、市民の移動を保障するこの公共交通を維持するためには、担い手をどう確保していくかというのが最も重要な課題と捉えておりまして、この点を考慮した上で、合理的な公共交通の枠組みについて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 企画課長のほうから要員不足への対策、あるいは待遇の改善等についてのお答えをいただきました。先ほど来の答弁の中で、とさでん交通での特にバス乗り合い事業における乗務員不足が非常に深刻だと伺いました。今までは、高速バスや貸し切りバス事業から乗務員を応援をさせつつ現状維持でやってきたけれども、それも限界に来たとのことで大変憂慮をする事態になっているようであります。

軽井沢でのスキーツアーバスや関越自動車道でのツアーバスの大事故等により、長時間乗務や過労運転の防止など、運行管理と拘束時間あるいは乗務時間がかなり制限もされ、見直しもされてきた経過もあるわけですが、地方のバスの実態の中ではやはり今でも拘束時間は、バスの運転手で1日13時間拘束ですし、週に2回まではまだ16時間までの拘束延長が現実認められているという現状にあります。かつてのように、超過勤務とかで、仕業を消化できるという状態ではなく、要員の不足が即ダイヤ等、便数にしわ寄せの来る状態にあるのではないのでしょうか。

先ほど答弁もいただきましたように、事業者としてもさまざまな初任給のアップや処遇改善に取り組んでおられますし、また行政を初め周囲の支援もいただきながら努力をするしかないかとも考えられます。

いずれにしても、要員不足で片づけられるものでもありませんので、市民の移動の権利を保

障しながら、安心・安全に利用できる交通体系や交通網というのが非常にこれから必須と言えますので、お互いにさらなる努力が問われると思いますので、よろしく願いをします。

それでは続いて、2項目の防災と消防行政、安心と安全のまちづくりへの質問に移ります。

まず1点目は、住宅耐震化促進事業についてであります。住宅の耐震化とは、地震による住宅の倒壊を防ぐために、筋交いやかたい壁をふやしたり、住宅の基礎を強くする工事など施して、住宅の耐震性能を向上させることとなります。平成15年度からスタートして、対象住宅は昭和56年5月31日以前に建築をされた一戸建て、長屋あるいは共同住宅などが対象であります。まず、耐震診断、設計、耐震改修の進捗状況と対象住宅の件数等はどのくらいになるのかお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 今西議員さんの御質問にお答えをいたします。

南国市耐震改修促進計画によりますと、南国市内の住宅の総戸数は推計で1万8,845棟ございまして、そのうち昭和56年5月31日以前に建築されました住宅の戸数は推計で8,477棟でございます。事業を開始いたしました平成15年度から平成29年度末までの実績でございますが、耐震診断が1,483棟、耐震設計が582棟、耐震改修工事が574棟となっております。耐震改修した574棟に旧耐震基準建築物で耐震性のある住宅2,424棟と新耐震基準建築物1万368棟を加えました耐震化されました住宅は推計で1万3,366棟となっております。本市の住宅の耐震化率は約71%となっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございます。南国市での耐震化率は、先ほどの答弁によりますと71%ということでありました。耐震改修のための補助金制度も大分向上はしてきましたが、制度の内容と現状について改めてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 補助制度の内容でございますが、現行の補助金制度の内容は、昭和56年5月31日以前に建築されました住宅について、耐震診断、耐震設計及び耐震改修に対し補助制度を設け、住宅の耐震化の促進を図っております。

2階建て以下の木造住宅の場合では、耐震診断に係る費用については無料、耐震設計に係る費用については上限32万5,000円、住宅改修工事に係る費用につきましては上限が92万5,000円となっております。南国市内業者の施工に限り10万円を上乗せ補助いたしまして、最大で102万5,000円を補助をしております。また、非木造住宅の場合では、耐震診断に係る費用につ

きましては3万800円を補助しておりまして、耐震設計及び耐震改修に係る費用につきましては、木造住宅と同額の補助となります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 改修のための補助金制度の内容についてお聞かせをいただきました。

次には、県も含めて今後上乗せといいますか、補助金についてはどのようなお考えでしょうか、お答えください。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 上乗せ補助についてお答えをさせていただきます。

平成31年度からの国の補助金制度の改正に伴いまして、高知県におきましても国の新制度に基づく住宅耐震化補助制度の改正が行われました。制度改正によりまして、改修工事費に対する補助基本額がこれまでの92万5,000円から100万円に7万5,000円引き上げられることから、平成31年度以降も上乗せ補助の10万円を継続した場合には、110万円までの補助が可能ということになります。

しかし一方では、新制度では工事費の8割が限度額と定められるため、現行制度では市内業者で施工した場合102万5,000円まで自己負担額がいらなかったものが、新制度では工事費の2割の自己負担額があるようになります。このため、本市では平成31年度以降、上乗せ補助10万円を工事費の2割の自己負担分に充てられるようにすることを現在検討しております。また新制度への移行に伴いまして、高知県では、国の補助金を全て改修工事費に対する補助に充てる方針といたしましたので、これまで耐震設計及び市町村独自の上乗せ補助分に対しまして、国の2分の1の補助支援がございましたが、新制度では国の補助が受けられなくなるため、県及び市町村の財政負担が大きくなることが予想されております。このようなことから、上乗せ補助につきましては、平成31年度は引き続き10万円を継続し、平成32年度以降は平成31年度の実績等を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきましたけれども、現行の制度から平成31年度からは国の補助制度が改正をされるというお話だったように思いますし、制度改正によって改修の工事費の部分が100万には上がるということでしたけれども、20%の受益者負担、個人負担が発生をするということで、耐震改修が今一番大事な時期ですが、促進に逆行するものではないでしょうか。

従来、国は効果促進事業として位置づけてきたと思いますし、特に高知県等は南海トラフ地

震等で大きな影響を受ける地域という、指定ではないですけれどもそういう部分が今日のこの制度でもあったし、耐震改修が進んできたはずでございますけれども、平成25年には耐震改修促進法が改正をされました。建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進すること、それから耐震化の円滑な進捗を図る改正であったかと思えます。聞くところによると、個人所有の建築物への公費投入というふうに当たる、そのことは公平さを欠くのではないかという、国とか会計検査院等の指摘もあったというふうにも伺ってますけれども、これは少しおかしいと思うし、反するのではないかと思えます。

これによって、県、市の負担もふえる、今、課長答弁ではより充実したものに進めていきたいという答弁もあったとは思いますがですけれども、受益者負担の軽減の方策や、国やあるいは県を通して要請なり働きかけも大事やと思えますが、そのあたりはいかがですか、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 住宅耐震化の加速化を図っていかなければならない中で、これまで自己負担が要らなかったものが自己負担額が要るようになるということにつきましては、住宅耐震化の促進にブレーキがかかることが心配をされますので、平成31年度の実績がどう推移するかを注視いたしまして、その実績を踏まえ、平成32年度からの上乗せ補助につきましては、見直しも検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） どうぞよろしくお願いをします。

次に、部分改修の関係なんですけれども、経済的な事情あるいは単身であるなどによって、居間あるいは寝室等など、部分的な改修への道を今開くべきではないかとも考えますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 高知県では、平成28年度から経済的負担などの理由から、耐震改修工事を一度にできない方が二度に分けて工事を行う場合にも支援する段階的耐震改修事業を設けておりますが、高知県内の市町村におきまして平成30年4月現在で、この段階的耐震改修事業を制度化しているのは5市町村でございます。実績については、これまでないという状況でございます。

本市は、第1段階の工事だけでは安全性の確証が不明確であるということ。それから、第1段階での工事で満足してしまい、通常の耐震改修まで進まないおそれがあること。そして、第

1段階、第2段階と2回工事すると1回で工事をするより工期が長くなり、費用も余計に必要なこと。それから、1段階だけの工事をした住宅の後追いをすることが難しい。それから、要望がないことなどを理由といたしまして、現在のところ段階的耐震改修事業については、制度化をしていないところでございます。

なお、本市といたしましては、今後、段階的耐震改修用の補助制度の創設など、補助額増の制度が拡充されれば、段階的耐震改修事業につきましても検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。これについては実績も少なく、余り多くの市町村ではこういう制度化もしてないということで、今のお答えでは現実的でないというふうに受けとめました。今の制度の中ではちょっと無理なのかもしれませんが、なおまた検討もしていただけたらと思います。

次に、対象住宅を昭和56年で線引きをして、これが事業として進んでますけれども、もう既にそれ以降40年近く経過をしていますし、対象範囲を見直すべきではないかと考えますが、これについての御見解をお答えください。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 今西議員さんの言われますとおり、新耐震基準で建築されました住宅でも古いものは建築されてから37年が経過しておりまして、適正な管理が行われていないことなどから十分な耐震性を確保できていない住宅もあることが予想され、より安全な対策をとることも重要であるというふうに思っております。しかし、平成28年4月に発生をいたしました熊本地震における建築物被害の状況を見ますと、やはり旧耐震基準の木造建築物に多数の被害があり、新耐震基準によるものと比較をいたしまして、顕著に高い倒壊率となっております。

このようなことから、本市といたしましては、まずは旧耐震基準の木造住宅の耐震化を優先的に進めていくことが重要であるというふうに考えております。一方、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災で、新耐震基準の木造住宅に被害が続出し、この地震をきっかけに平成12年に新耐震基準が改訂をされておりますが、他県では昭和56年6月以降から平成12年以前に建築された住宅に対しましても、耐震の補助制度を設けている自治体もあると聞いておりますので、こうした他県の事例や国、県の動向を注視いたしまして、本市の旧耐震基準で建築された住宅の耐震化の進捗状況を見ながら、今後の耐震化の向上を図る取り組みを検討してまいり

たいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。現状の制度が即拡大できるわけではないかもしれませんが、進捗状況等見て検討も図っていただくということですので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、改修に当たって、建築関係団体と連携をして、技術力の向上などを図る手だけでも大事だと思います。例えば講習会を開いていくなど、あるいは事業者の育成等についても、技術力向上も含めて大切なことだと思いますが、この点についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） これまで本市内の設計事務所や工務店等を対象といたしました本市主催の耐震改修に関する講習会等は実施したことはございませんが、毎年高知県住宅課が主催し、高知県内の耐震診断士の方を対象に耐震改修技術学校を年4回開講し、耐震診断や耐震改修の設計・施工について、より高度な知識や最新技術の習得など技術力の向上を図っております。それから、そのほかにもいずれも高知県住宅課が主催でございますが、名古屋工業大学高度防災工学センターの協力によります木造住宅耐震リフォーム達人塾の開催であるとか、一般社団法人高知県中小建設業協会の御協力によります耐震診断士を養成するための高知県木造住宅耐震診断士講習会の開催、それから耐震補強工事等のエキスパートとして即戦力となる技術者を養成するための木造住宅耐震補強工事实務講習会を、これは年4回ですけれども開催をして、建築関係団体と連携して技術力の向上や担い手の育成を図っております。

これらの高知県が主催いたします講習会等へ積極的に参加をしていただけますよう情報提供を行いまして、事業者の育成を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 詳しく御答弁をいただきました。技術力の向上なり、事業者の育成等、県を含めてさまざまな角度で進められているということでしたので、ありがとうございました。

それでは、耐震改修の関係最後になりますけれども、消費者にはやっぱり耐震性能に関する情報の発信をしていくべきではなかろうかと思えますし、そして優良住宅の認定、あるいは減税やローン金利の優遇措置など、メリット面からの周知なりも徹底を図っていくべきではないかと思えますが、このあたりについての部分をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 個人の方が旧耐震基準により建築されました住宅を耐震改修を行った場合には、所得税や固定資産税の優遇措置等がありますので、ホームページへの掲載や耐震診断済みで設計・改修が未実施の建築物の所有者に対する啓発活動でございます戸別訪問を実施する際に、補助制度の説明とあわせまして、そういった税の優遇措置につきましても説明しまして、周知を図り、住宅の耐震化を推進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、住宅用火災警報器の設置について質問をしたいと思います。

まずは、設置の進捗状況についてお尋ねをします。平成18年から新築住宅への設置義務が開始をされました。平成23年6月からは全ての住宅が義務づけられました。火災警報器の設置の重要性と意義、目的、先ほども申しましたように現在の進捗率についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 今西議員さんの御質問にお答えをいたします。

住宅用火災警報器設置の意義と目的につきましては、総務省消防庁の調べによると、2009年に建物火災で死亡した人のうち約9割が住宅火災によるものであり、原因といたしまして最も多いのは逃げおくれで、全体の約6割を占めておりました。逃げおくれの要因は、深夜の就寝時間帯に火災の発生に気がつかず、煙により呼吸を妨げられ避難することが困難になってしまうということが多かったように思います。そういった背景から、住宅火災発生時の逃げおくれを防止するために、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられたものであります。現在の設置率につきましては、平成29年6月1日時点におきまして全国で71.8%、高知県内において76.8%、南国市内で85%となっております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 進捗率も含めましてお答えをいただきました。設置率が、高知県では76.8%、南国市では85%で南国市のほうが県平均よりも高い数値にあります。設置義務化後さまざまな取り組みと工夫を重ねて努力をされた結果が、この85%になったと思います。これまで、それぞれの防災組織や地域ごとでの普及啓発活動を取り組まれてきたと思いますが、どのように進めてこられたのか、この点についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 濟いません、先ほど全国の設置率を71.8%と申し上げたようすけれ

ども、正しくは81.7%です。訂正をさせていただきます。

設置義務化後の各組織や地域ごとの普及啓発活動といたしましては、平成19年8月に南国市女性防火クラブ連合会が各地域において住宅用火災警報器の注文をとり、共同購入を実施いたしております。総受注個数1,080個という記録が残っております。平成20年2月には南国市内全世帯に「広報なんこく」とともに設置促進のチラシを配布しております。また、平成24年度、25年度には国の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、住宅防火調査員を雇用して、市内を戸別訪問をし、住宅用火災警報器の設置促進を図っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 啓発活動についてお答えをいただきました。さまざまな角度から取り組みをされているということがよくわかりました。そこで、火災警報器の設置で市民の安全と命を守ることに繋がっていくわけですが、これについて設置の箇所や個数というのは決められているのでしょうか、お聞かせください。また、設置への指導等については、どのようにされてきた経過があるのか、あわせてお答えください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） お答えをいたします。設置箇所につきましては、建物それぞれ違いが出てくるんですけれども、基本的には寝室に設置することとなっております。例えば、寝室が2階の場合には、階段を上がったところにも必要になってまいります。問い合わせや指導につきましては、引き続き「広報なんこく」やホームページへ掲載をすることとあわせて、避難訓練などの機会を捉えまして、一般市民の皆様にお知らせをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） よくわかりました。ありがとうございます。

各個人への設置への必要性を認識をするとともに、意識の向上対策がとても大事だろうと思われまじ、その手だてや対策等についてお聞かせを願いたいと思います。そのためには、設置をしていたことで、早期の発見や初動態勢がとれた、そういうことで命が守られたことなど、さまざまな事例も紹介をして、今後の設置の向上へとつなげていかななくてはならないと思いますので、100%に向けての設置を目指して、その決意と展望を含めてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 各個人の設置必要性の意識向上につきましては、現在行っております普及啓発活動に加えまして、今お話がありました具体的な奏功事例を「広報なんこく」やホー

ムページに掲載をして、必要性のPRをしていきたいと思えます。身近で起こった奏功事例としましては、平成27年2月、断線を起こしかけた屋内配線が発熱、住警器が発報したことにより火災に気づき消火器で消火に成功したという例や、こんろにかけてあった鍋が焦げつき住宅用火災警報器が発報したというような例がございます。ちなみに南国市におきましては、平成25年5月以降、住宅火災による死亡事故は発生をしておりません。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。無人航空機ドローンについてであります。ドローンとは無人航空機とも呼ばれ、操縦をしているものが搭乗することなく飛行が可能なように設計をされた航空機のことです。特に最近、技術の発達に伴って、機械の小型化が進んだことや自動制御の技術が使用され操縦が容易になったこと、また機体によっては比較的安価になったこともあり、さまざまな用途で地方自治体でも導入の機運が高まってきております。

そこで、ドローンの導入の経緯、所期の目的と活用のあり方等について、まずお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） ドローンにつきましては、昨年3月議会で土居恒夫議員の御質問に対しまして、先進導入消防本部の運用状況や有効性の確認及び検討をしたいということで答弁をいたしておりました。

近年、さまざまな分野での利用が増加傾向にあり、地震、土砂災害などの自然災害時に被害確認や人が容易に立ち入れない危険な場所において、消防活動上必要な情報の収集と調査を安全かつ迅速、広範に実施することを目的として、今回導入を予定しております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

それでは、どういう機種を導入なのか、そして導入した場合の訓練とか、操縦等については誰が当たったりするのか、そのあたりについてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 機種につきましては、外国製、国内製、現在さまざまなものがありますが、今回選びましたのは災害現場の映像をリアルタイムで確認が可能な、機種名はPHANTOM4 PROという機種になります。飛行時間が約28分程度の小型な機体を考えております。操作自体に資格、免許等は必要ありませんが、導入後には職員に対して操作方法の研修会等を

実施して、職員のレベルアップを図りたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。運行に当たりまして、ドローンラジコン機の飛行と運用については、航空法に基づいた飛行ルールとか法規制があるかとも思われますが、その点についてはどのようになっていますか、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） いわゆる法規制ですけれども、さまざまな法律によって規制があるんですが、基本的には航空法によって2種類の規制があります。1つは、飛んではいけない場所ということで、例えば空港周辺の上空、それから地表なり水面から150メートル以上の高さ、それから人口集中地域、これが飛行してはいけない場所。飛行してはいけない方法ということで、夜間の飛行でありますとか、イベント会場の上空などを飛行するのは規制があります。どちらにしましても、国土交通大臣のほうに申請をして、許可もしくは承認を得る必要があります。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 飛行の申請と許可あるいは制限の区域、禁止区域等、今お答えをいただきました。こういう制限区域がある反面、捜索または救助のための特例措置等が当然あるかと思いますが、どのようなこの場合運用がされますか、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 国もしくは地方公共団体が捜索、救助のために飛行する場合には、航空法第132条の3の適用を受け、先ほどお話をしました飛行禁止区域や飛行の方法についての規制は適用をされません。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。ドローンの場合、飛行禁止区域やさまざまな制限がある中で、所期の目的でもあろうかと思えます事故とか災害、あるいは国や自治体あるいはこれらに依頼されたものが捜索や救助を行う飛行については、適用されないというお答えだったと思いますので、よろしく願いをします。

次に、航空法のルールや関係法令上あるいは地方公共団体が定める条例等の遵守もこの中には出てくるかとは思いますが、そのあたりについてはいかがですかね。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 航空法はもちろん関係法令及び中には地方公共団体がドローンの飛行

に関して条例を定めているところもありますので、そういった各法令には抵触しないように運行をしたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 遵守の件についてはわかりました。南国市としましても、ドローンの運行、運用に当たっては、条例等も必要になることがあるんじゃないかと思いますが、この点についてはいかがですかね。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 全国の先進自治体では、ドローンに関する条例が制定されているところがあります。例えば都市公園や海水浴場の上空、また体育館等の中での飛行制限を条例化している例があるようですが、南国市においては今すぐ条例化の必要性は低いのではないかと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） わかりました。ありがとうございます。

次に、消防力の強化という項目について質問をさせていただきたいと思います。近い将来必ずや起こると言われています南海トラフ巨大地震や線状降水帯等による局地的な豪雨というのが非常に多くなりましたし、消防分野におきましては救急出動の備えなどで、消防需要というのは非常に増大をしているのが現状だと思っております。特に、地震に対しましては、津波の被害のほか、地震火災や倒壊家屋からの人命救助など、人員や資機材、高度な高規格を備えた災害対応のポンプ自動車等の導入など、ハードとソフト両面で大変重要になってこようと思っておりますので、基本的な消防力の強化というのが今大変急務にはなってきていると思っております。

そこで、何点か質問をさせていただきます。昨年度消防職員の定数が3名増加をされ、定数が71名になったと思っております。これによって、消防署の消防隊と救急隊の勤務体系やシフトの効率化がうまく図られたのでしょうか。また、体制の強化にどう結びについてきたのか、その点についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 体制の強化の件ですけれども、現在の実員は定数71名に対して、現在消防学校に入校中の2名を含めて実員67名となっております。過去には、実員が60名以下というときもあり、そのときと比較すると、勤務体制において3部制の導入や救急車の3台出動態勢の維持、また昼間と夜間で救急隊員を交代させるなど、出動態勢の効率化につながっており、職員を消防学校等の外部研修に派遣することなどにより、専門力強化もなされておると考えて

おります。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、消防力の整備指針に基づく件なんですけれども、基準消防力の現況で見ますと消防ポンプ自動車、救急自動車、化学車、工作車などの車両では満たしているものの、車両台数に見合う基準の人員定数では20名以上も不足をしているという、整備指針から見たらそういう実態であろうかと思えます。整備指針と実定数との差はどのように捉えておられるのでしょうか。また今後、この差をどういうふうに解消していこうとしているのか、その道筋なり、展望についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 消防力の整備指針は、消防体制を整備する目標として、消防庁告示により示されております。平成27年度の消防施設整備計画実態調査によれば、全国の職員の充足率の平均は77.4%、県内の平均は64.2%で、南国市の充足率は平成30年4月1日現在57.7%となっております。

指針に示されております職員の算定数の基本は、人口とか面積とかいうものではなく、車両の台数が基本になっており、言いかえれば消防車両等が充実をしておれば、職員算定数もふえてまいります。例えば、車両10台があれば、10台が一度に出動するために必要な職員数が計上をされますが、実際は事案に対して1つの消防隊が、例えば消防車や救助工作車、化学車を乗りかえて運用することになっておりますので、算定数との乖離に大きな危機感を持っておりませんが、必要なところへは配置等の見直しを行い、さらに効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次は団のことについて少しお聞きしたいと思います。南国市の消防団は、団の本部におる人と13の分団で組織をされていますが、団組織の定数と充足率について、まずお聞かせをください。主な団活動の現況はどんなもののでしょうか。消防団員は日夜を問わず第一線に立って、市民の生命や身体あるいは財産を守っていただいていることに感謝を申し上げます。団員の報酬なり、諸手当、訓練手当等も近年徐々に処遇が改善をされても来ましたが、現状と身分や立場の保障という観点からも見まして、どのようにお考えか合わせてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 消防団員の充足率につきましては、平成30年4月1日現在、定数344名に対して337名で、充足率は97.9%となっております。全国的に団員確保が難しいということが叫ばれる中、南国市においても年間約20名前後が退団をしており、この高い充足率は地元消防団幹部の努力や地域住民の消防団に対する理解のたまものであると考えております。

団活動の現況につきましては、火災、水害、豪雨時の避難誘導等のもとより、最近は行方不明者捜索などの活動に幅を広げております。

また、処遇の改善ということにつきましては、年報酬につきまして平成27年と30年に、出勤手当につきましては平成23年、25年、27年、28年とそれぞれ段階的に見直しを行っております。あわせて、さまざまな装備品等の充実も計画的に行っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えありがとうございます。団員の確保につきましては、近年他の自治体もそうなんですけれども、全国的に大変苦慮している現状にあるわけなんですけれども。そうした中で南国市が定数に対して充足率が98%ですばらしい数字を持っているわけで、ふだんの活動にも頭が下がりますし、団員としての意識も高く、その使命感は評価に値するものがありますし、これからも市民の信頼を勝ち得るために、さらなる研さんに努力と期待をしたいと思っております。

次に、女性消防職員の登用と採用についてでありますけれども、女性活躍と女性の処遇拡大は国の一つの方針でもあるわけなんですけれども、今回平均をして、国の指針では5%の女性を登用する目標を立てております。南国市消防本部では1名の女性職員が在籍をしておりますけれども、今後この指針に向けてどう道を開いていくのかお尋ねをしたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 女性消防吏員の登用につきましては、平成27年7月消防庁次長から消防本部における女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取り組みの推進についてが発出され、女性消防吏員の増員に向け、消防本部に対して積極的な取り組みをするようにと要請がなされております。

全国では、732消防本部中245本部が女性がゼロということになっております。県内では、15の消防本部がありますけれども、高知市、香南市、南国市のみとなっております。女性吏員5%ということ南国市に当てはめてみますと、4名ということになりますけれども、過去5年間の採用試験の応募者が10名で、女性と限定しての採用はできませんので、応募者をふやすしかないと考えております。

応募者をふやす取り組みとしまして、本年1月、松山市で行われました女性消防吏員の希望者向けのワンデーインターンシップという行事に女性吏員を含む2名の職員を派遣して、PR活動を実施をいたしております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えありがとうございました。

現在の市の消防職員は全体で71名という先ほど答弁もあったわけですが、全体から見ますと勤続年数が10年以下の消防士が約半分の47%を占めるというのが、今の南国市消防本部の実態なんです。消防士としての実践力の強化や訓練等については、若いいわゆる勤続10年未満の職員に対しての訓練等についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 近年、消防職員の大量退職に伴い、職員の若年化が進んでおります。職員が若返るということは、活性化につながる反面、経験、知識及び技術の不足が懸念をされております。それらを補うために、28年度から香美市、香南市と合同で警防技術、いわゆる消火技術ですけれども訓練を実施しております。また、本年度は初めて東部ブロック、南国以東の7本部におきまして、救急シミュレーション訓練の計画をしております。

特に、新採用職員については、昨年度から約9カ月間の消防学校卒業後、すぐに当務隊に配置するのではなく、新人育成プログラムにより、約3カ月間各部署を回っての基本教育を実施しております。今後も、消防学校、消防大学校での研修を継続して、ことし初めて取り組んでおります高知市消防局への職員派遣研修などを行うことによって、より専門的な実践力の強化につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 消防長のお答えをいただきました。特に、若手消防士の実戦力の強化には、先ほど答弁あったようにさまざまな角度と取り組みがされていることがよくわかりました。

それでは前段にも触れましたけれども、基本的な消防力の強化ということが今問われる大きな時期にも入ってきたと思いますが、優先順位も含めて、何から取り組んでいく、進めていくことがより大切なのか、その方向、方針をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 基本的な消防力につきましては、一般的に火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対応などの消防事務を確実に遂行するための施設及び人員で

あると考えております。消防車などの施設の整備も重要でありますけれども、先ほどの話にも関連がありますが、人材の育成が最優先であると考えております。特に、定数の充足だけではなく、南国市の規模に合った職員を育てていく必要があると考えております。

具体的に言いますと、大きな消防本部では職員も専従化をしておりますので、専門性が高いのですが、例えば救急車に乗ったことがない、また救急車しか乗ったことがないという消防職員もおりますけれども、南国市におきましては、どのような業務でもある程度ワンストップで対応できるような職員を養成していくことが最優先であると考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えありがとうございます。実践でやっぱり力をつけていくのがオールマイティーで仕事ができること、それから人材育成が最優先であるというお答えをいただきました。

次に、資機材の団の消防ポンプ自動車の関係なんですけれども、平成22年から順次更新整備計画を立案して進めておりますが、その進捗状況と、資機材の調達というのも非常に大切なことなんですけれども、調達の現況と今後の展望等についてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 平成22年から取り組んでおります消防ポンプ自動車の更新整備につきましては、平成35年整備完了を目指しております。進捗につきましては、今年度発注予定分を含めまして現在18体が整備完了をしており、全計画に対する進捗率は66.7%となっております。今後につきましても、国庫補助や空港環境整備協会助成などを活用して、事業完了に努めてまいります。

また、資機材の整備につきましては、本年度整備予定のドローンのように、新しい時代のニーズに沿った資機材等も開発されておりますので、情報収集に努め、市民の安心・安全を担保するために効果的な整備に努めてまいります。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。

最後になりますけれども、耐震性の貯水槽についてお聞きをします。

防火水槽の一般的な基準貯水量は40トンということであります。企業等の私設の防火水槽が11基あるのを含めて、市内には現在145の水槽施設があるようです。ちなみに145のうち、耐震性を備えた防火水槽は15施設ということであります。今後、地震対策で進めていくには耐震性の施設が必須条件でもあろうかと思われまます。平成30年度の事業も含め、今後の見通しについ

てお答えください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 耐震性防火水槽につきましては、地震発生時には消火栓が使用不能となることも考えられますので、地震火災に対応するために今後も整備を進めていきたいと考えております。なお、本年度は稲生地区、浜改田地区へ40トンの耐震性防火水槽の整備を予定しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、少し消火栓についてですけれども、公設で現在市内全域に1,035基あるようでございます。防火水槽と消火栓等の増設については今後どのようにお考えなのでしょうか、この点についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 現在、消火栓につきましては、新しく開発されることによって必要になるであるとか、そういったところを優先をして設置をしていただいております。また、各地域の自主防災組織等からの要望によって設置をする場合もありますが、消防本部として計画的に設置をするのは、やはり耐震性防火水槽のほうに力を入れていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

最後になりますけれども、それぞれ耐震性の防火水槽についてお答えをいただいたわけですが、飲料水兼用の60トンの耐震性防火水槽が久礼田小学校、鳶ヶ池中学校、香南中学校そして昨年でしたか、伊都多神社に設置、配備をされました。この施設は、常時水道水が循環をしており、主に給水を主体にした施設でもあります。この4カ所で現在の水道事業計画の中では一旦、一つの終了したとか、そういう段階に聞きましたけれども、今度の見通しもわかればお聞かせを願いたいと思います。それと、これらの施設の補修、運転管理、施設の修繕あるいは財産管理等についてはどのようにされているのか、運用されているのか、これは上下水道局長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 耐震性貯水槽施設の管理につきましては、消防本部と上下水道局で管理に関する協定書を結んでおります。

その中で財産管理につきましては、消防本部がしております。また、貯水槽、管路、緊急遮

断弁や電気設備等につきましては、上下水道局のほうで管理をしております。

財産管理、保守運転管理がそれぞれ違った部署で管理となっておりますが、施設や設備に修繕が必要になった場合には、速やかに双方が協議し、修繕等の対策を実施いたしますので、耐震性貯水槽施設の管理につきましては、問題なく行っております。

なお、今後の耐震性貯水槽の計画につきましては、今のところございません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） それぞれに御丁寧に答弁をいただきましてありがとうございます。

以上で、私の一問一答方式による一般質問を終わります。ありがとうございました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明15日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時2分 延会